

第5(貸出)分科会「再考！貸出5条件」

# 「貸出記録の取り扱いに関する調査

- 「のぞましい貸出方式が備えるべき五つの条件」  
(返却後、個人の記録が残らない)と逐条解説の再検討—

学校図書館問題研究会貸出方式研究グループ  
(発表担当:山口真也・沖縄国際大学准教授)


平成19年8月2日(木)

学校図書館問題研究会 第23回全国大会



# 発表の 目的

# 「5条件」と「5条件の5」の内容

- 利用者から集める情報は、「何を、いつまで、誰が借りているか」という3つの情報
  - 貸出記録を集める目的は、「資料管理」であり、「利用者管理」ではない。よって、「教育の名の下に、児童生徒のプライバシーを侵害する」ことがあってはならない
  - 「読む自由」を守るため、貸出記録はプライバシーとして保護しなければならない
- 
- 安心して本を読むことができるようにするためには、「返却後、個人の記録が残らない」ことがのぞましい(5条件の5)

資料 — 学校図書館の貸出をのぼすために —

## のぞましい貸出方式が備えるべき五つの条件

逐条解説

1. 貸出中は、何を、いつまで、だれが借りているかわかる。
2. 借りるとき、利用者が何も書かなくて済み。
3. 貸出・返却の事務処理が容易である。
4. 予約に対応できる。
5. 返却後、個人の記録が残らない。

### 〈1.について〉

図書館では、蔵書について常にその全てが把握・管理できる状態ではなければならない。それは利用者管理ではなく、次の利用に備えるための資料管理である。

従って、図書館としては貸出中には、何を(資料の特定)、いつまで(返却期限の特定)、誰が(利用者の特定)借りているかということを確認することが必要である。これによって、①他の利用者からの照会に対する回答(貸出中か否か? 返却予定はいつか?)、②延滞時の督促 ③事故の際の処理 等を迅速に行うことができる。

このように、「何を、いつまで、だれが」は貸出の成立条件であり、どのような貸出方式を採用するにせよ、この三要素を無視しては貸出そのものが成立しない。

しかし、だれが何を借りているかは、プライバシーに関することであり、第三者に知られてはならない。

### 〈2.について〉

従来、学校図書館で多く採用されてきた貸出方式では、利用者か氏名・資料名・日付等をブックカードや個人カードに記入することが求められてきた。これらの方法は、利用者の側から考えると、貸出手続に時間をとり煩雑である上、記入事項が記録として残るといふ欠点を持っている。特に、小学校低学年の子どもには過度の要求ですらある。また、記入することによる心理的負担もある。従って、貸出を伸ばすためにも利用者の負担が少ない方法が良く、何も書かないで済む方法が望ましい。

### 〈3.について〉

貸出・返却の事務処理が簡単、便利であれば、迅速に処理でき利用者の待ち時間は短縮される。その上、図書館業務の上からもトラブルやミスが少なくて済み、より簡単な方法がよい。

特に、授業間の休み時間での貸出など短時間で多数の事務処理が求められる場合や、貸出数が多くなってきた場合のことを考えると、この要件は欠かせない。

### 〈4.について〉

利用者の「読む自由、知る自由」のより積極的な保障の方法として、予約は貸出方式の中にも位置づけられなくてはならない。ここで特に、リザーブ(=返却待ち)について貸出方式の中で対応できなければならない。

貸出中の資料について予約がついた場合、貸出記録に何らかの方法でマークし、その資料が返却されたら、直ちに予約者に連絡し、迅速な資料提供(=貸出)をすることが求められる。

これによって、利用者の必要とする資料が確実に手許にとどくことで利用者の信頼を得、資料の効率的な回転をはかることが可能になり、より多くの利用を促すことができる。

### 〈5.について〉

学校図書館を利用する児童、生徒にも「読書の自由」は保障されるべきである。なぜなら「読む自由、知る自由」は極めて個人のプライバシーに属する事柄だからである。

利用後の個人記録が残る貸出方式は、「誰が何を借りたか、読んだか」が第三者に知られるおそれがあり、好ましくない。個人記録が残ることで、利用者に無用な不安や危惧をいだかせたり、利用(読書)意欲をなくさせることがあってはならない。

従って、学校図書館の貸出方式も、返却後は個人の記録が残らないことが望ましい。

### 〈最後に〉

学校図書館は、教育の名のもとに児童、生徒に必要な労力を強いたり、要求を退けたり、プライバシーを侵害するなどの危険をはらんでいる。学校図書館も利用者の立場にたち、利用者を一個人の人格と認めた対応をすべきである。貸出方式を考える際にもこの精神が生かされなければならない。

# 「5条件の5」は実践されているか？

- 2004年～2006年、沖縄県の小中高校を対象に調査を実施したところ……
  - ① 貸出記録の用途は資料管理に限定されていない(担任への報告、通知表への記載)
  - ② 返却後も貸出記録は残されている

**実践されていないだけでなく、実践できないと考えられている**

- 5条件が成立して20年近くが経過。その間に、学校図書館を取り巻く環境が大きく変化。
- 「5条件の5」は現場で実践されているか、されていないとすればその理由を検証してみる必要があるのでは？



# 調査の 実施方法

# 調査実施までの経緯

- 2006年9月16日、学図研神奈川支部メンバーを中心とする学習会に参加、沖縄での調査結果をふまえて、「5条件の5」が理解・実践されていないことを報告。  
↓  
→「この問題は高校だけでなく、小中学校も含めて話し合った方がいいのでは？」
- 2007年2月11日、学校図書館問題研究会第5回研究集会に参加、沖縄での調査結果をふまえて、「5条件の5」の問題点を検証  
↓
- 2007年2月下旬、「学校図書館問題研究会貸出方式研究グループ」を発足させ、兵庫支部との共同研究として、近畿地方を中心とするアンケート調査の実施を計画  
↓
- 2007年3月～4月 兵庫支部鈴木啓子氏ほか全国委員による調査協力の呼びかけを実施

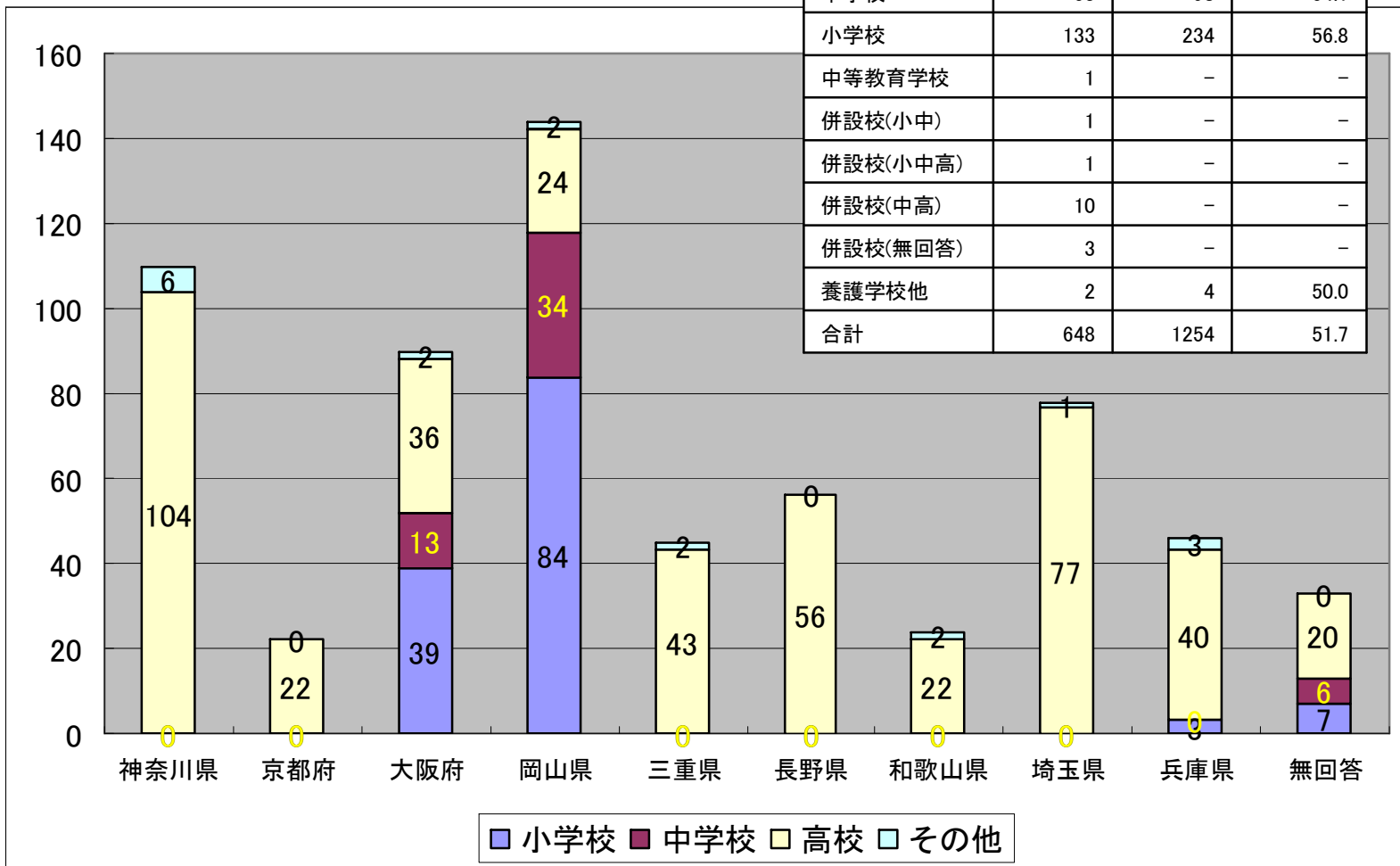
# 調査対象・回収率

- 2007年4月～5月 アンケート用紙発送
- 調査協力地域：
  - 小中学校 → 豊中市、箕面市、羽曳野市、尼崎市、岡山市、倉敷市
  - 高校 → 埼玉県、神奈川県、長野県、京都府、三重県、大阪府、兵庫県、和歌山県、岡山県 (一部、私立を含む)
- 発送数：1,241
- 締め切り： 6月15日 (神奈川のみ22日)
- 回答数：648
- 回収率：51.7% (6月30日現在)

# 回答者のプロフィール①

## ○校種・地域

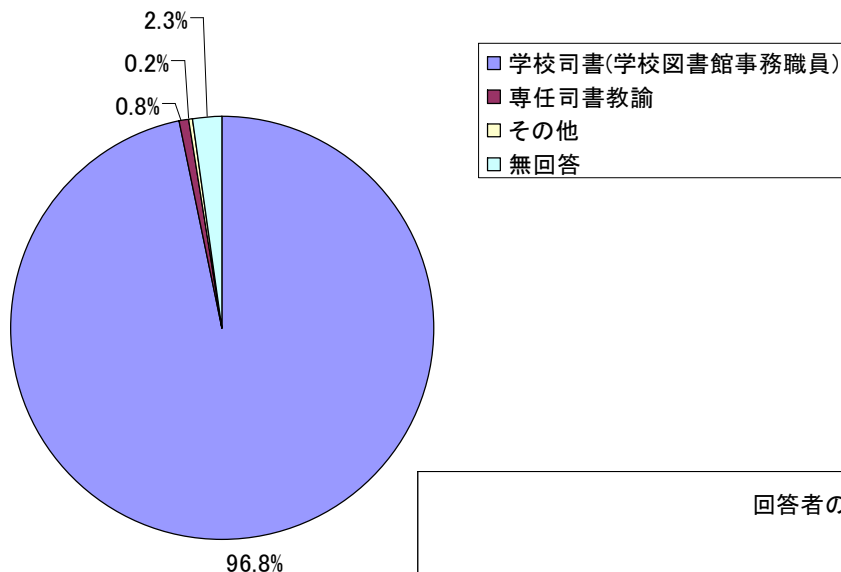
学校種別	回答数	発送数	回収率
高等学校	444	918	48.4
中学校	53	98	54.1
小学校	133	234	56.8
中等教育学校	1	-	-
併設校(小中)	1	-	-
併設校(小中高)	1	-	-
併設校(中高)	10	-	-
併設校(無回答)	3	-	-
養護学校他	2	4	50.0
合計	648	1254	51.7





# 回答者のプロフィール②

回答者のプロフィール(職種)



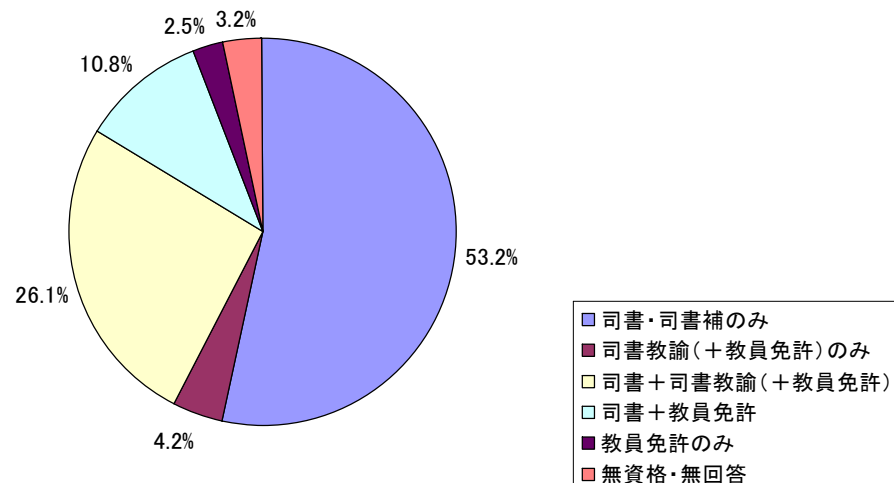
## ○職種

学校司書(事務職)  
が**96.8%**

司書(司書補)有資格者  
が**79.3%**

## ○資格取得状況

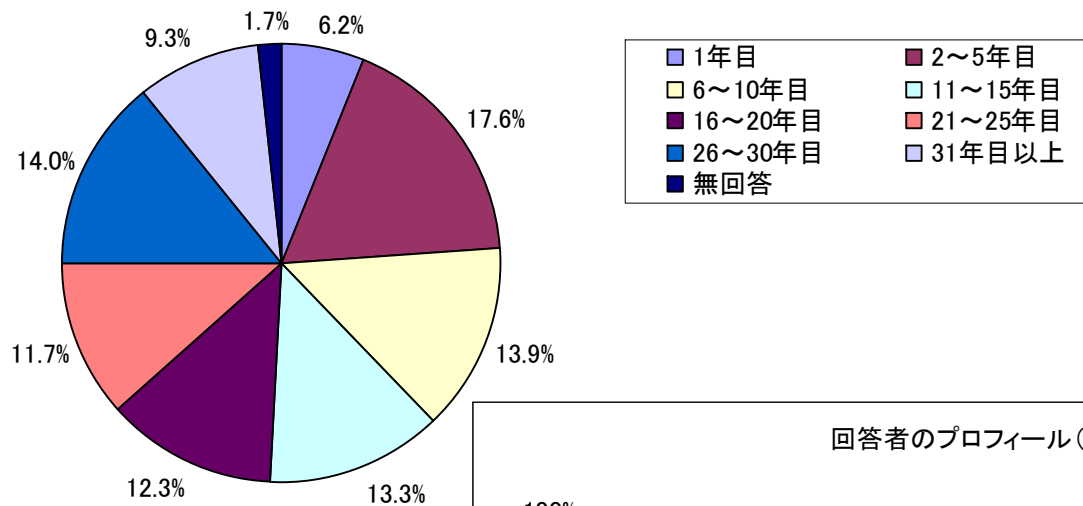
回答者のプロフィール(資格取得状況)



- 司書・司書補のみ
- 司書教諭(+教員免許)のみ
- 司書+司書教諭(+教員免許)
- 司書+教員免許
- 教員免許のみ
- 無資格・無回答

# 回答者のプロフィール③

回答者のプロフィール(経験年数)



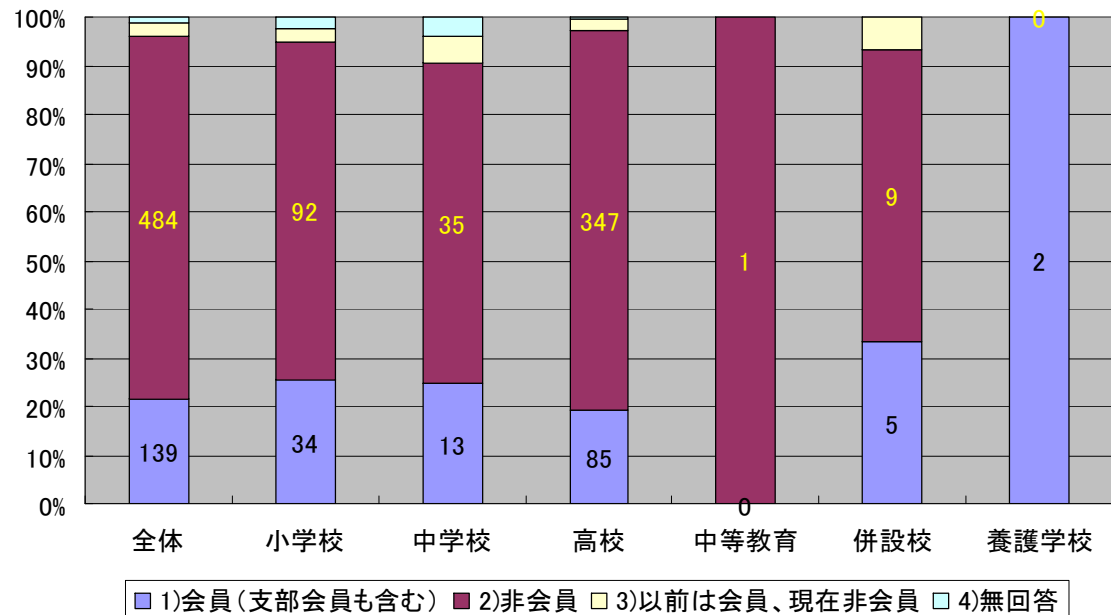
## ○経験年数

2～5年目が最多、他はほぼ同率

会員は**21.5%**

## ○入会状況

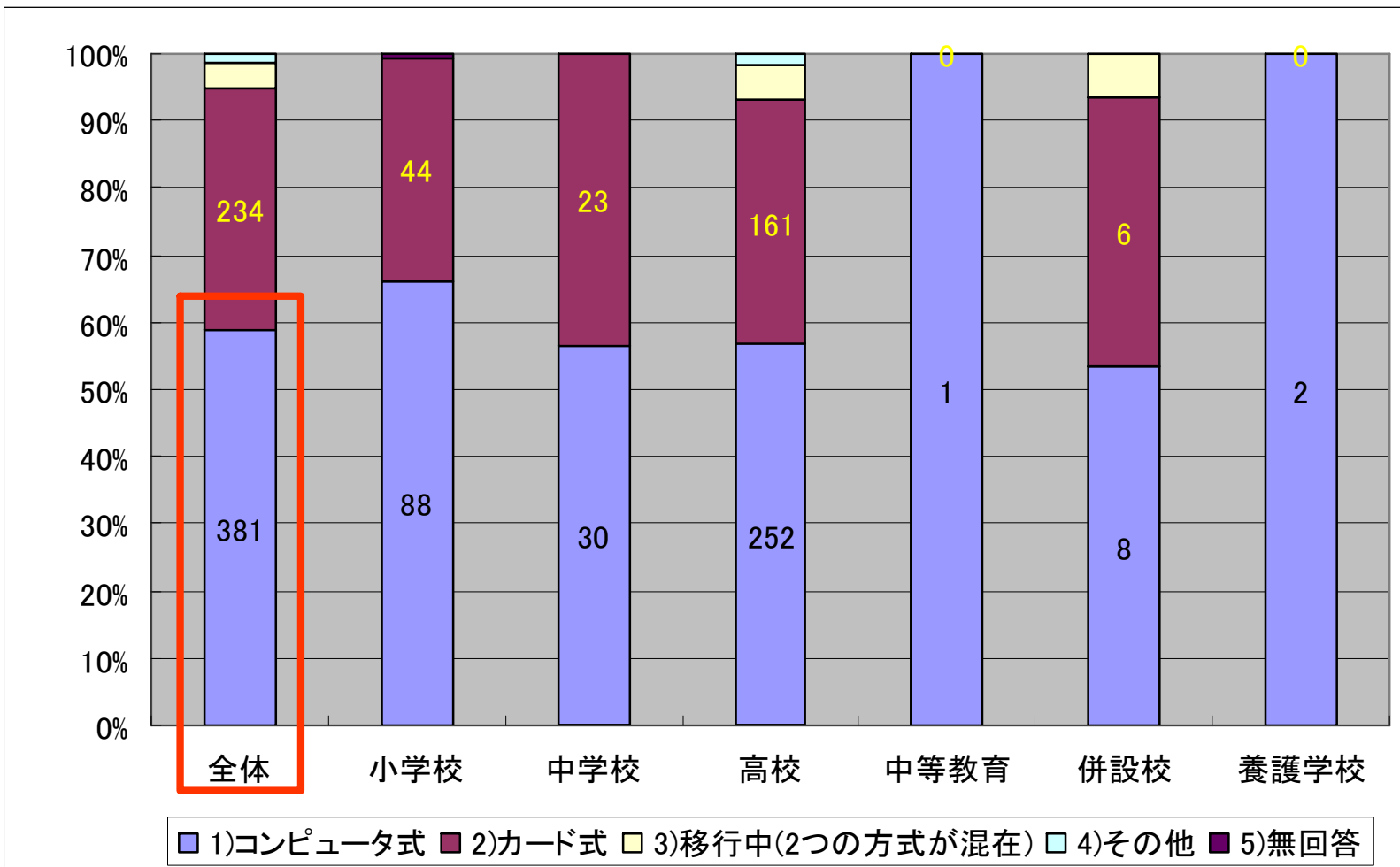
回答者のプロフィール(学図研入会状況)



# 回答者のプロフィール④

## ○貸出方式

コンピュータ式が**58.8%**、主流はコンピュータ式へ





# 調査結果 の報告



「5条件(の5)」は

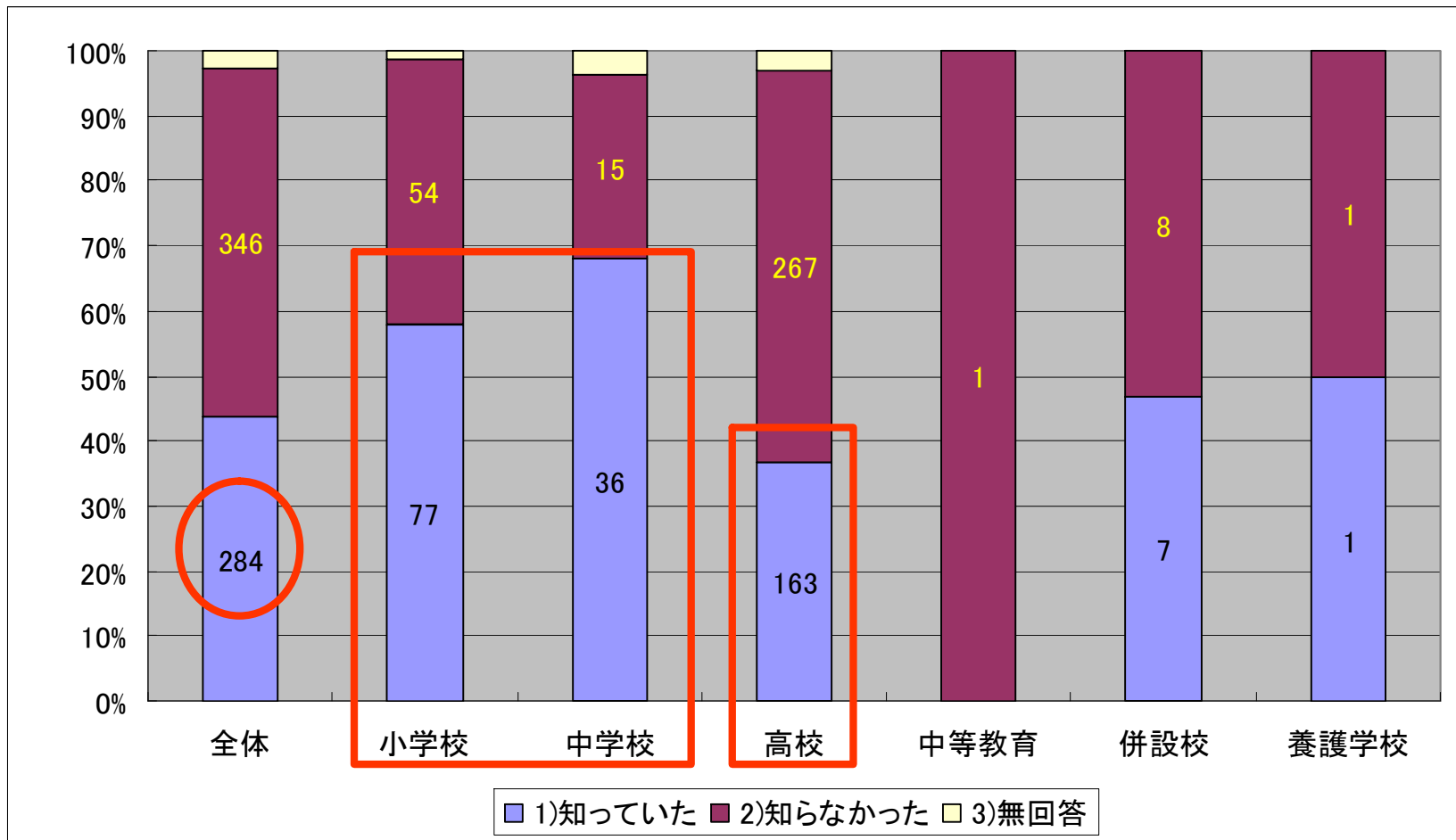
どの程度

知られて

いるか？

# 「5条件の5」の認知度①

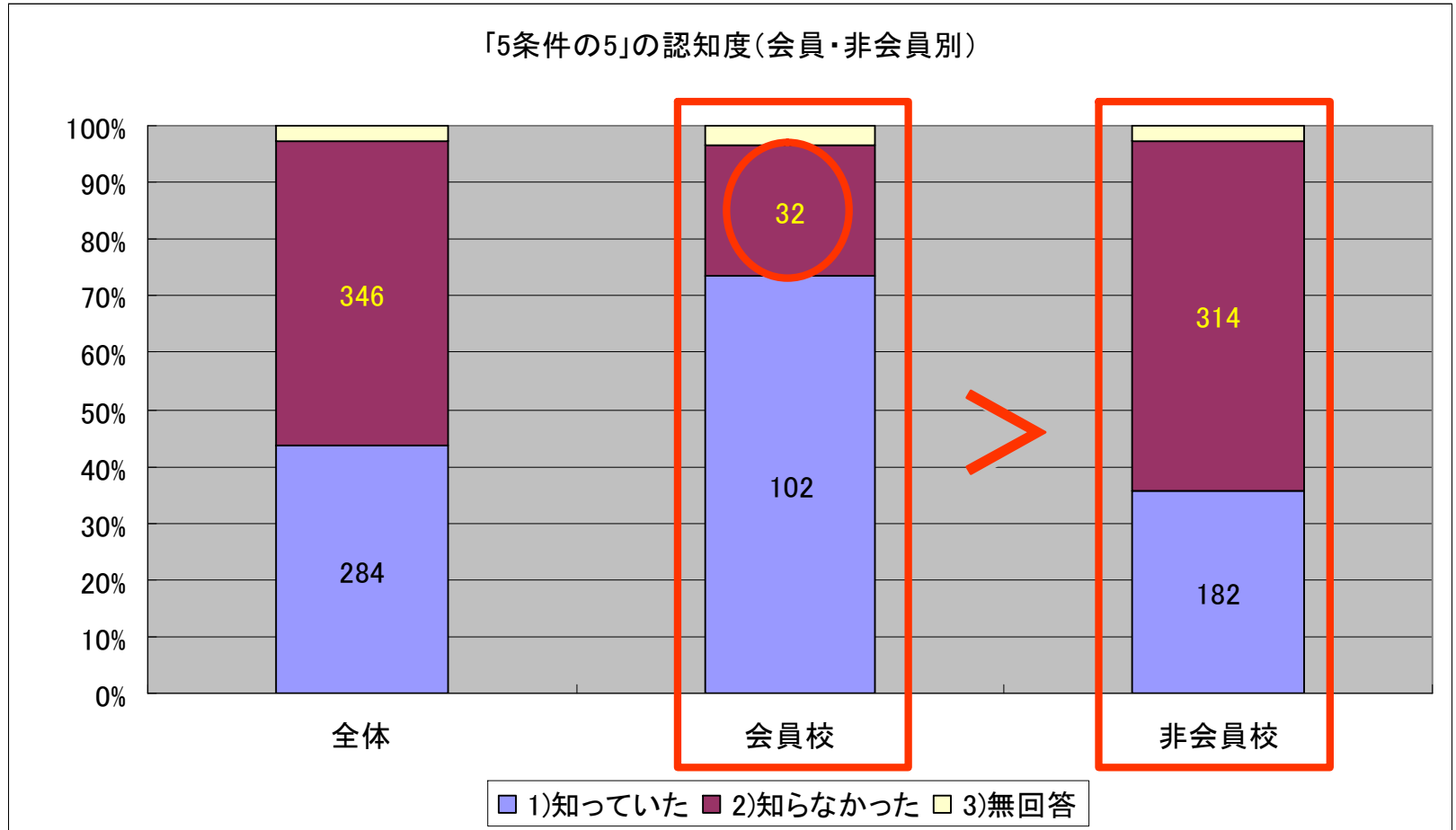
全体で43.8%、学校別にみると中学校が特に高い



全体43.8% 小学校57.9%、中学校67.9%、高校36.7%

# 「5条件の5」の認知度②

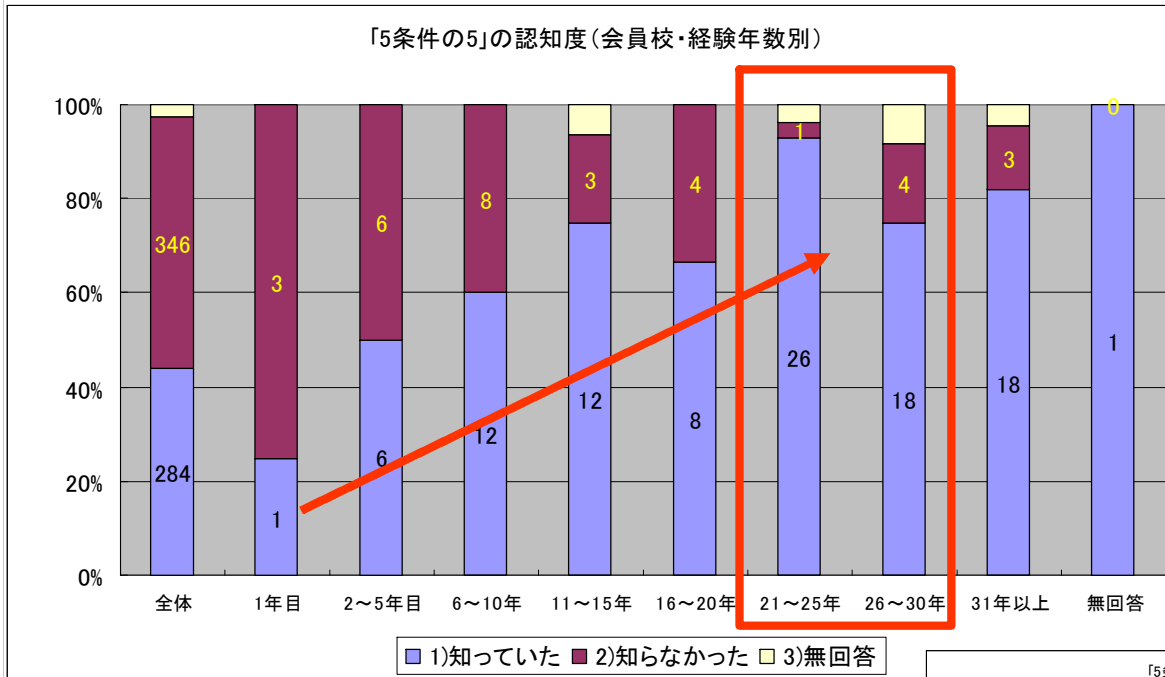
会員・非会員別認知度は 会員 > 非会員



認知度は会員73.4%、非会員35.8%の倍以上の認知度  
ただし、会員でも23.0%は「5条件」を知らない

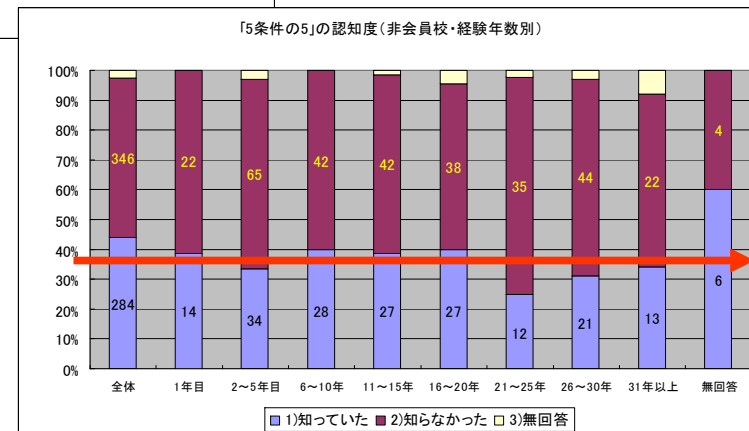
# 「5条件の5」の認知度③

経験年数別にみると会員では年数との相関性あり

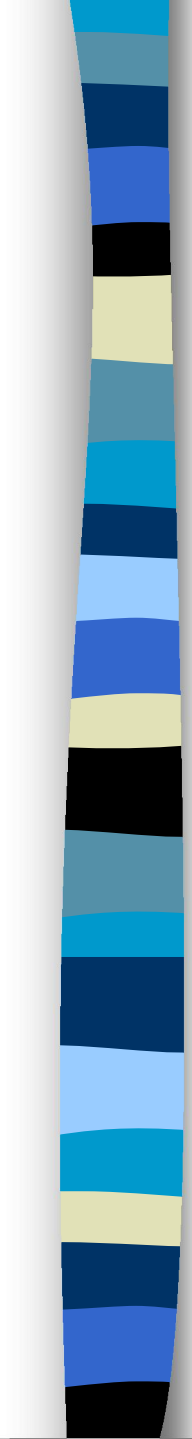


会員の認知度は経験年数21~25年をピークに増加  
「5条件の5」成立当時の議論に参加していた世代の認知度が高い?

非会員は全てのグループで同じような認知度







個人の記録は  
返却後、残されて  
いないか？  
（「5条件の5」は  
守られているか？）

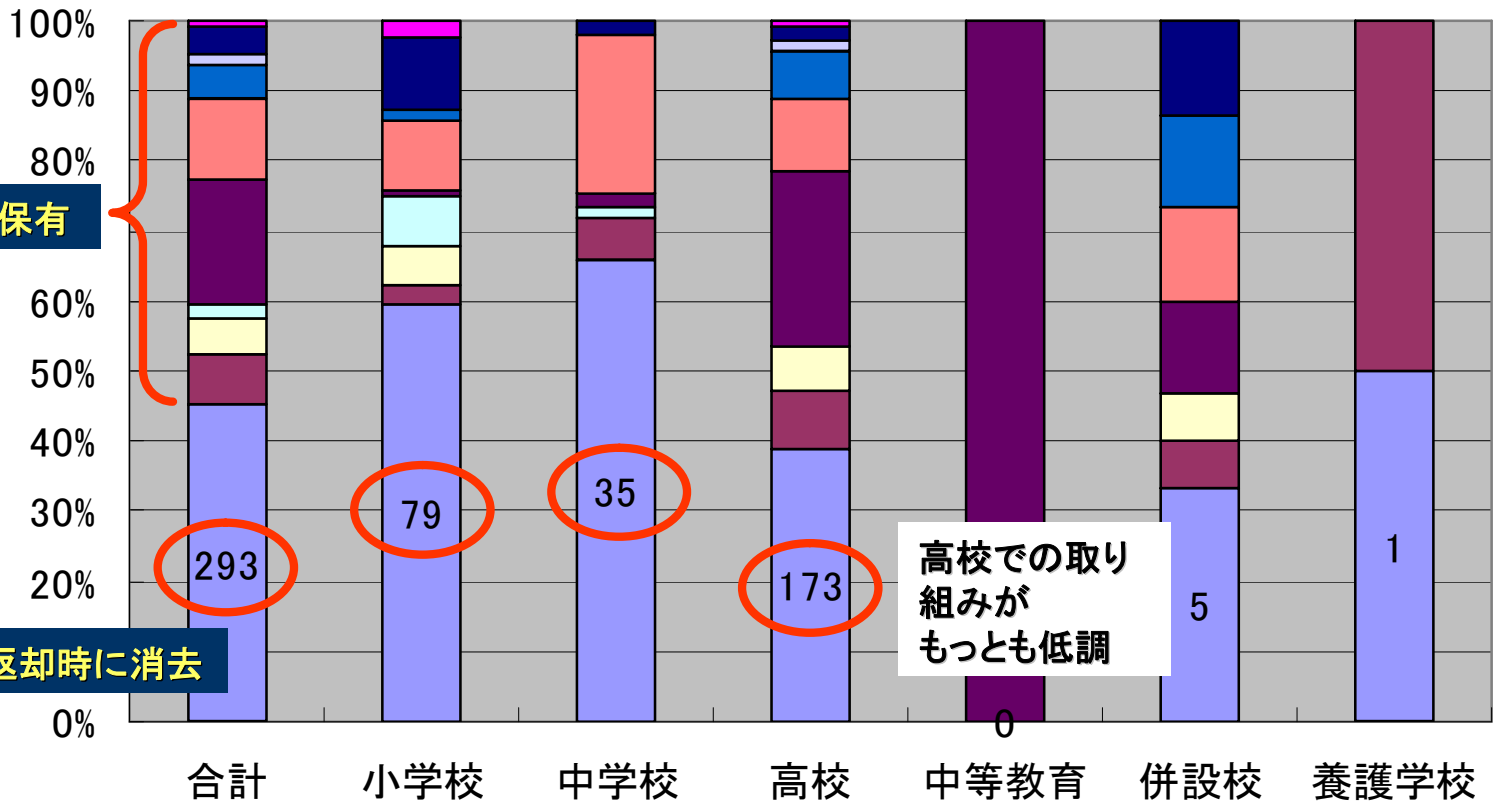
# 「5条件の5」の実施状況①

全体で見ると45.2%が「返却時に消去」

※ただし、あくまでも「回答者がみた状況」、保有状況への認識の違いもみられる

返却後も保有

返却時に消去



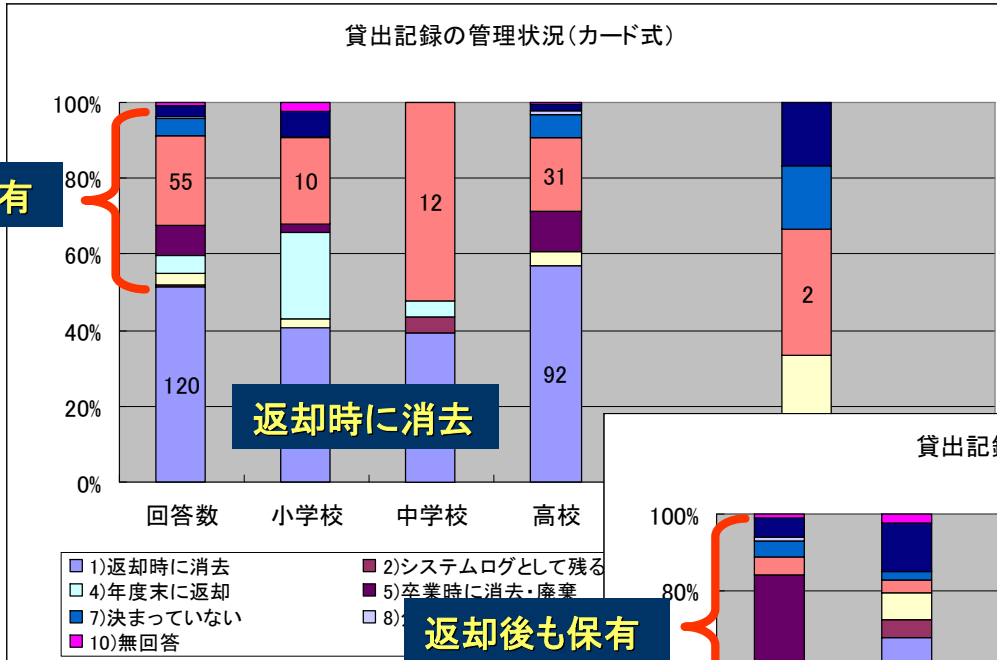
高校での取り組みがもっとも低調

- 1) 返却時に消去
- 2) システムログとして残る
- 3) 年度末に消去・廃棄
- 4) 年度末に返却
- 5) 卒業時に消去・廃棄
- 6) 卒業時に返却
- 7) 決まっていない
- 8) 分からない・把握していない
- 9) その他
- 10) 無回答

# 「5条件の5」の実施状況②

## 貸出方式別にみると カード式 > コンピュータ式

貸出記録の管理状況(カード式)



返却後も保有

返却時に消去

返却後も保有

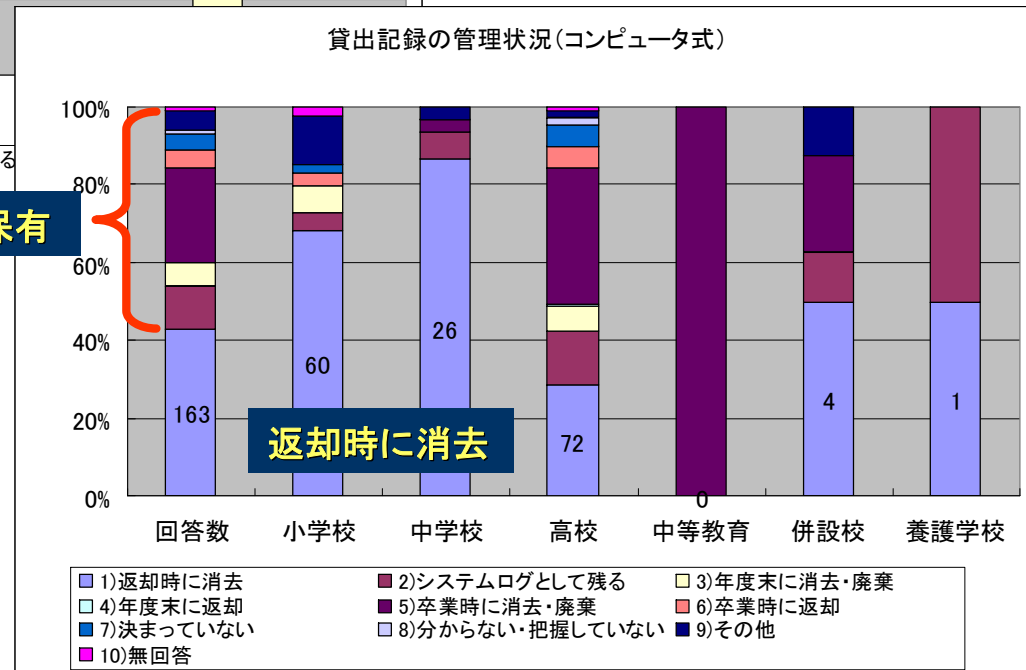
高校ではカード式の方が取り組みが盛ん。

カード式 57.1%

コンピュータ式 28.6%

※神奈川県で一斉にブラウン式が導入されているため

貸出記録の管理状況(コンピュータ式)



返却時に消去

小中学校ではコンピュータ式の方が「返却時消去」の比率が高まる

中学コンピュータ式 87.6%

中学カード式 39.1%

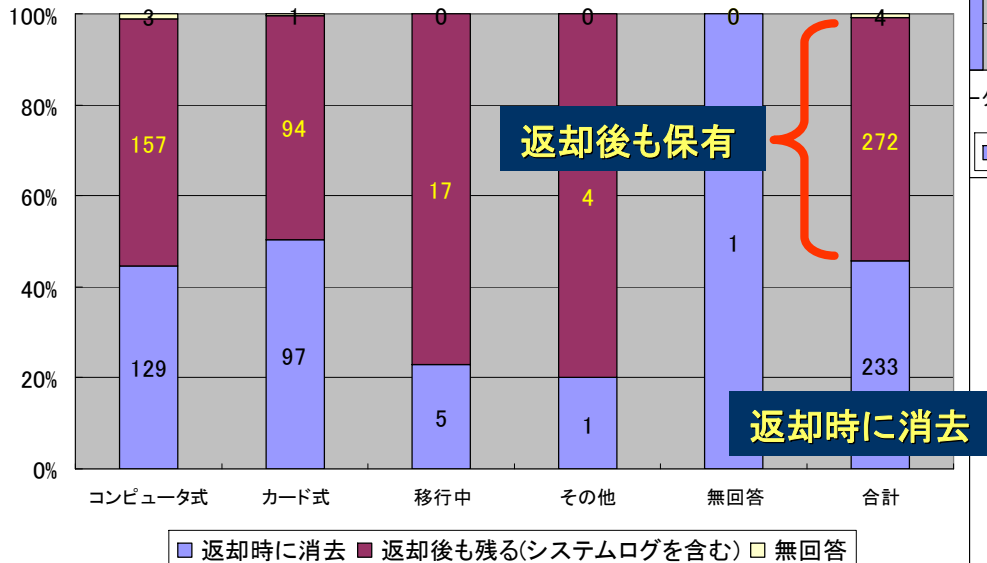
※岡山市で一斉に記録が消えるコンピュータシステムが導入されているため

# 「5条件の5」の実施状況③

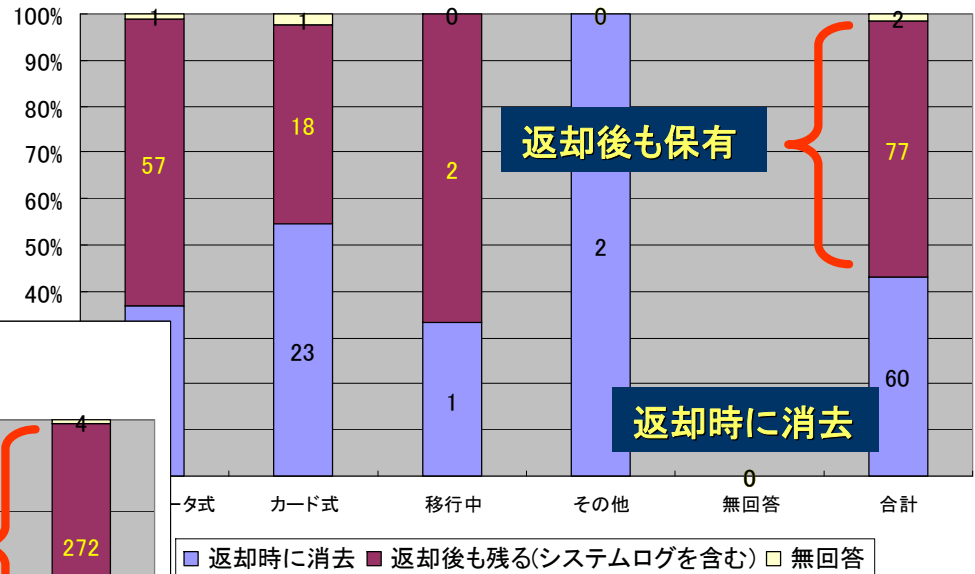
会員・非会員別にみると 非会員 > 会員？

会員の実施率は **43.2%**、  
非会員の実施率は **45.8%**

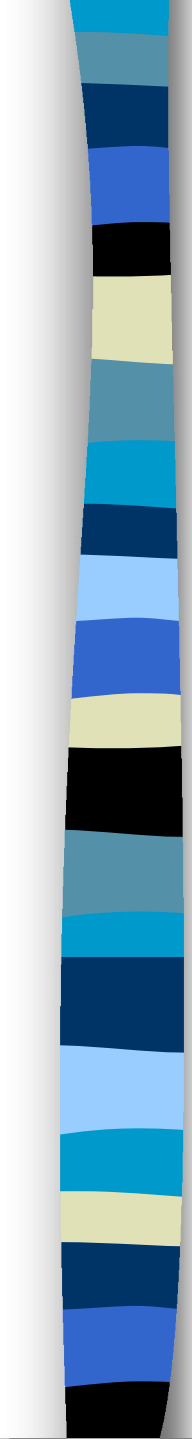
貸出記録の管理状況(非会員の場合)



貸出記録の管理状況(会員の場合)



ただし、異動直後の調査となったため、現在の方式＝図書館員の取り組みとは単純に評価できない。



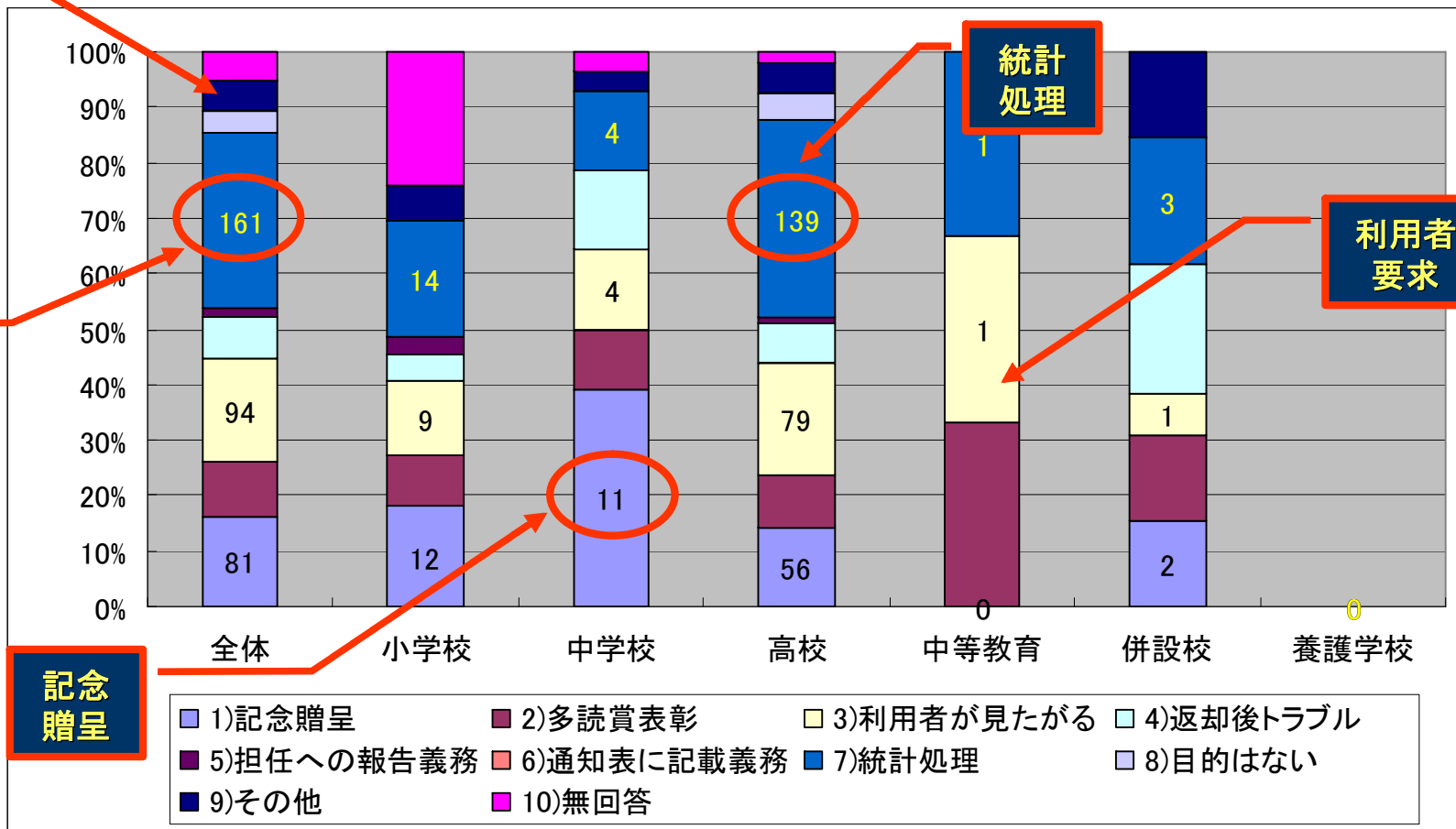
なぜ個人の記録  
を返却後も  
保有するのか？  
(目的は？)

# 貸出記録を保有する目的①

全体では53.1%が「統計処理」(複数回答可)

目的なし  
6.6%

統計処理

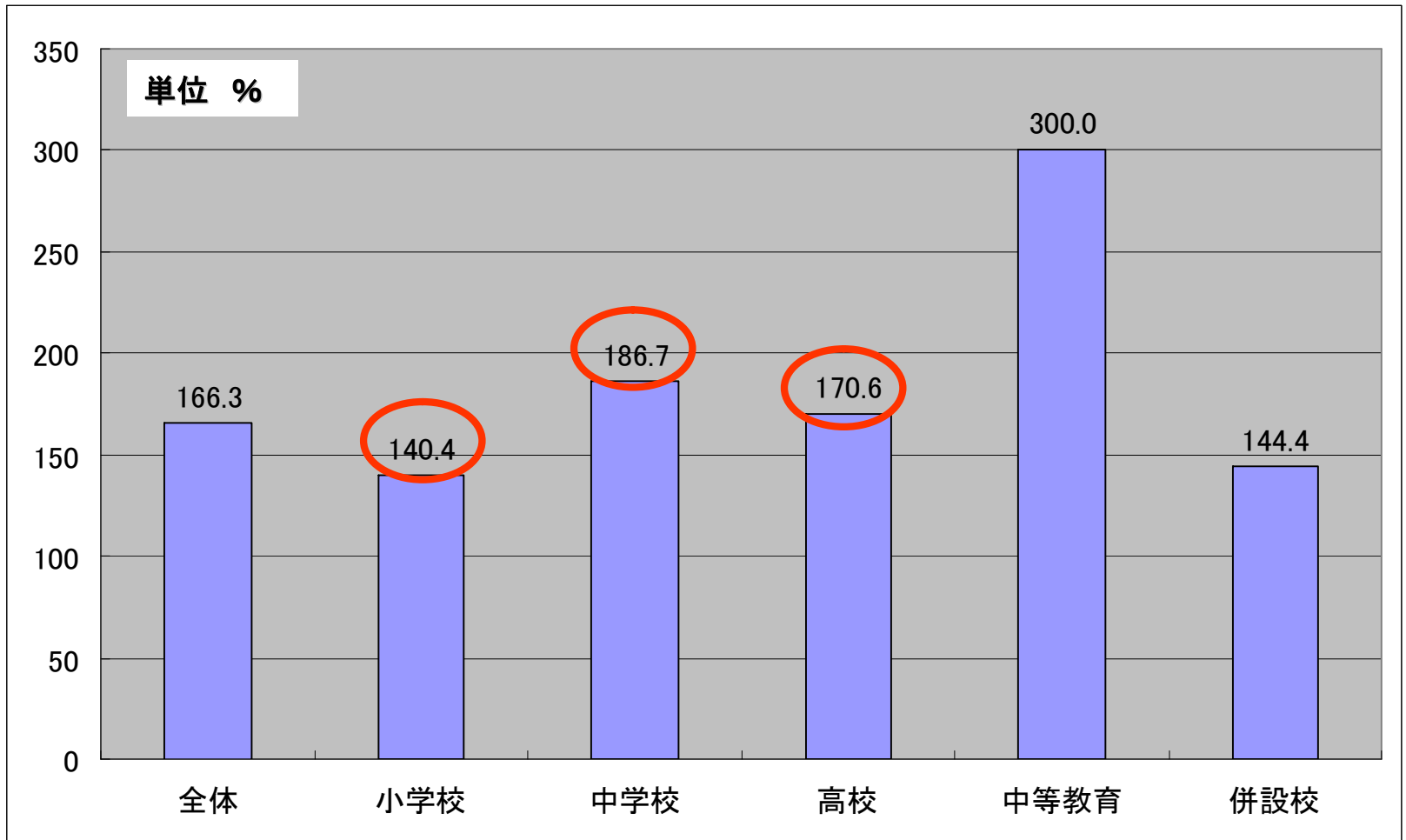


記念贈呈

明確な目的がないまま保有しているのは20人、6.6% (ただし、異動直後の調査のため評価は難しい)  
「統計処理」の選択比率が最も高く(保有館の53.1%)、「利用者がみたがる」(31.0%)、「記念贈呈」(26.7%)と続く。

# 貸出記録を保有する目的②

学校別にみると 中学校で1人当たりの選択数が増える



小学校よりも中学校、高校の図書館員の方が返却後の記録に多くの用途を見出している？

# 貸出記録を保有する目的③

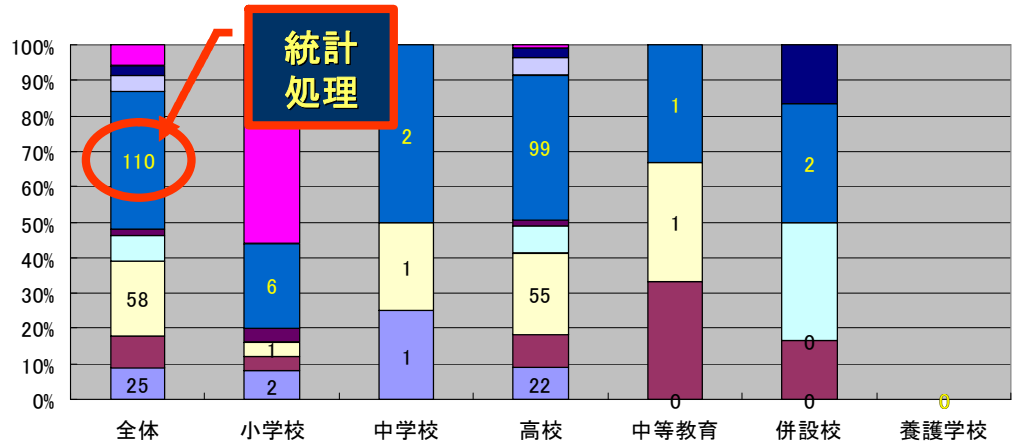
貸出方式別では、**㊦式**→統計処理、**㊧式**→記念贈呈

コンピュータ式では「統計処理」の比率がさらに高まる。64.3%

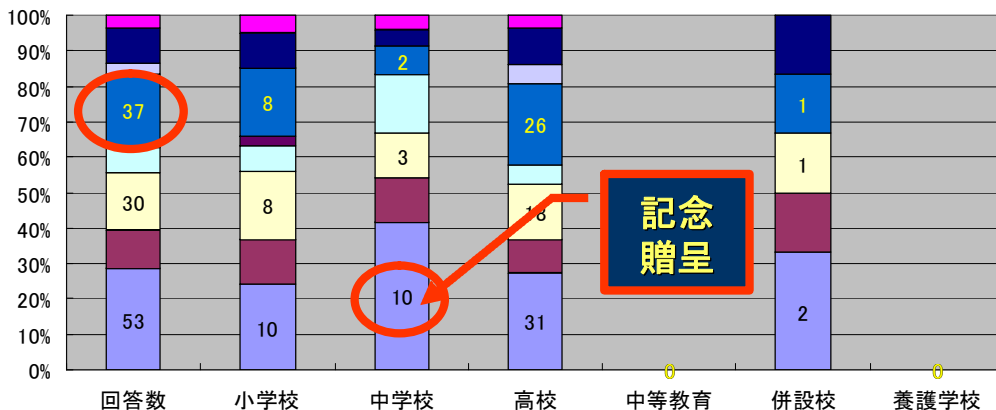
単独選択の比率も高く、47人、42.7%

(システムの変更により保有する目的は消滅する)

貸出記録を保有する目的(コンピュータ式)



貸出記録を保有する目的(カード式)



- 2)多読賞表彰
- 3)利用者が見たがる
- 4)返却後トラブル
- 5)担任への報告義務
- 6)通知表に記載義務
- 7)統計処理
- 8)目的はない
- 10)無回答

## 卒業記念封筒・カード

1セット 定価53円(本体50円)  
卒業記念封筒の裏に、学校名の印刷ができます。  
校名印刷代は1種類1,000枚まで3,675円(税込)です。  
ご注文はお早目をお願いします。

カード式でも37人、33.3%が「統計処理」を選択。ブラウン式を知らない？  
コンピュータ式よりも「記念贈呈」の比率

が高まる。47.7% > 14.6%  
(中学校では76.9%)  
全国SLAの影響？

- 1)記念贈呈
- 2)多読賞表彰
- 3)利用者が見たがる
- 4)返却後トラブル
- 5)担任への報告義務
- 6)通知表に記載義務
- 7)統計処理
- 8)目的はない
- 9)その他
- 10)無回答

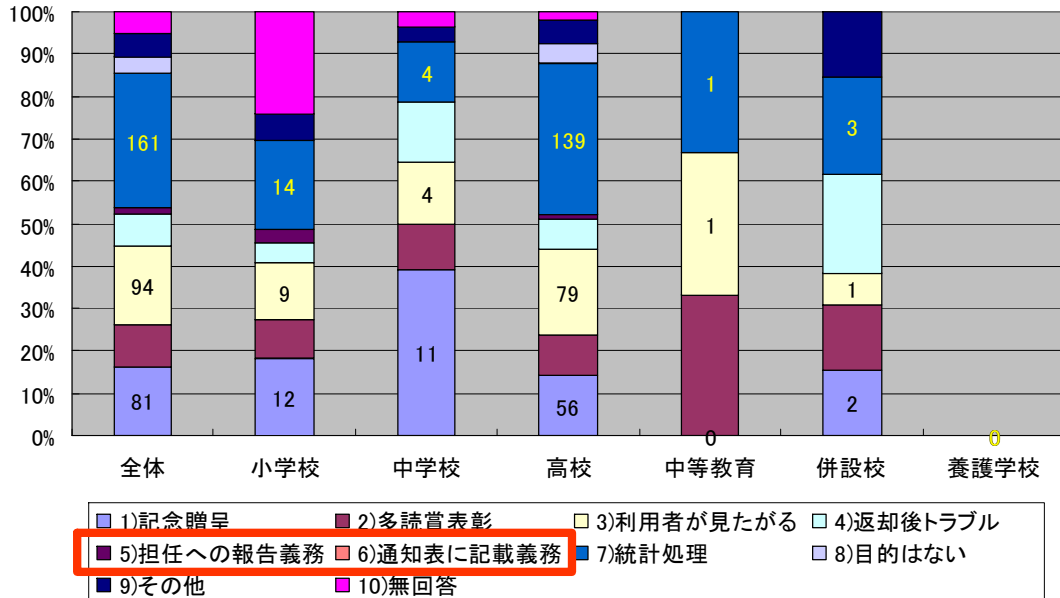


# 貸出記録を保有する目的④

クラス担任による読書指導資料としての用途は少ない

沖縄では小中学校の9割以上(公立学校はほぼ100%)で、貸出冊数を通知表に記載し、読書指導資料として活用していたが……

学校生活のようす	1学期	2学期	3学期
返事やあいさつが元気よくできる。			
話す人を見て、しっかり聞くことができる。			
よい姿勢で学習できる。			
学習用具を忘れずに準備することができる。			
家庭学習をきちんとすることができる。			
身のまわりの整とんができる。			
当番の仕事ができる。(給食・そうじ・日直)			
進んで読書することができる。(図書館利用)	冊	冊	冊



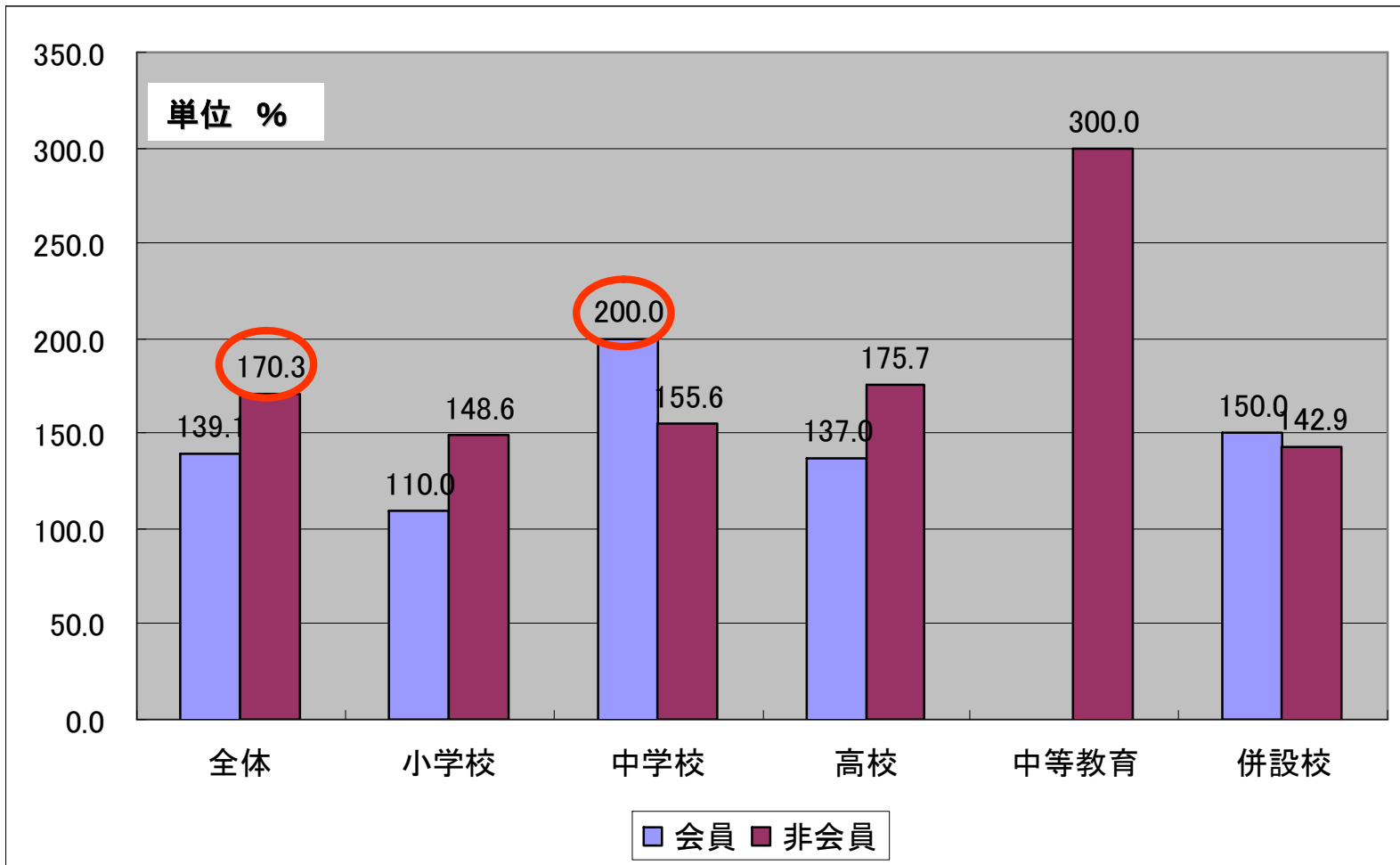
「クラス担任への報告義務」は7人、  
2.3%、(小学校2、高校5)

「通知表に記載義務」は 0.0%

今のところ、貸出記録が教育的に利用される習慣はない？

# 貸出記録を保有する目的⑤

1人当たりの選択数も会員<非会員(中学校除く)

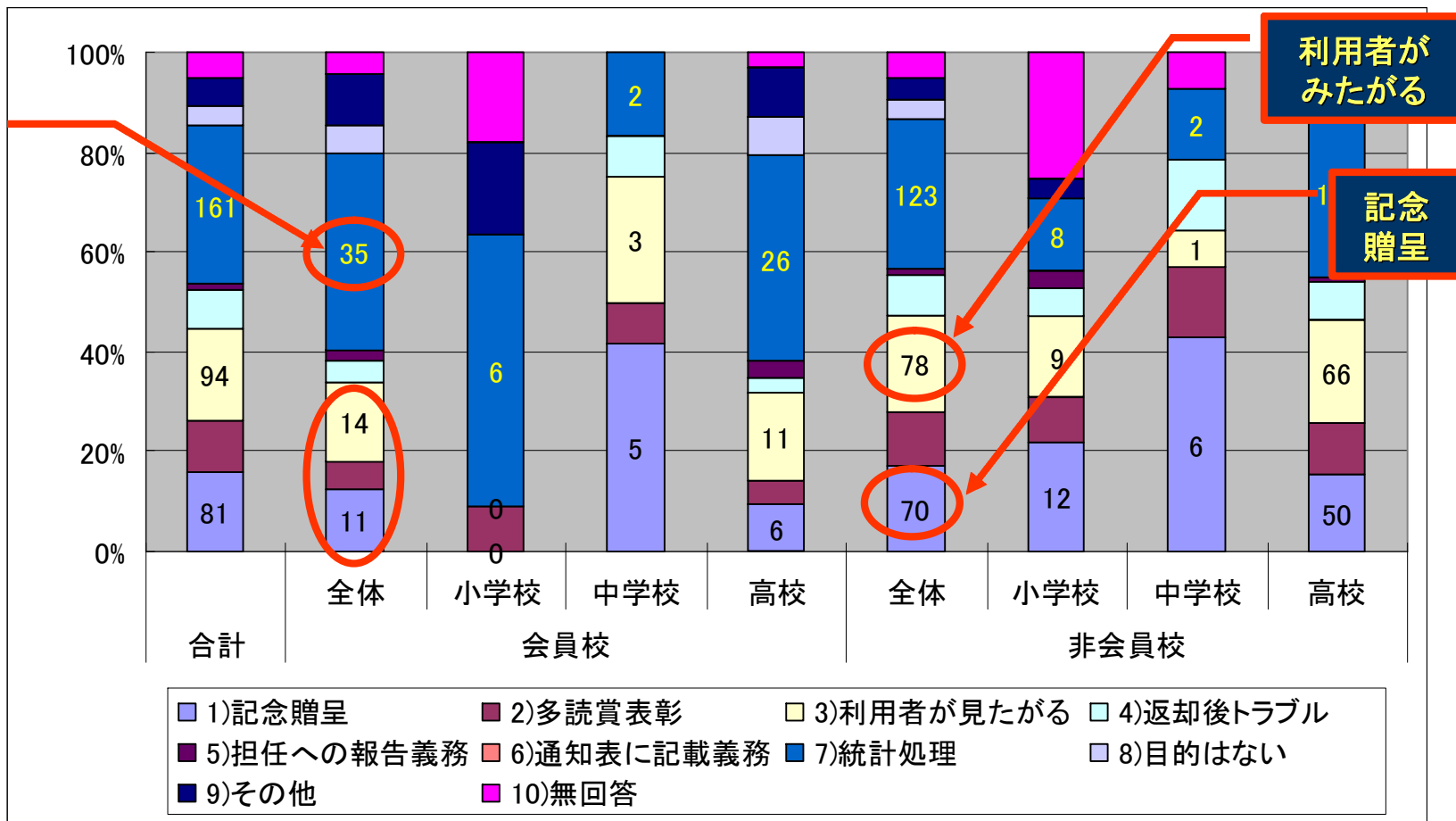


会員よりも非会員の方が返却後の記録に多くの用途を見出している？(中学校を除く)

# 貸出記録を保有する目的⑥

会員は「統計処理」が多く、非会員は他の比率が高まる

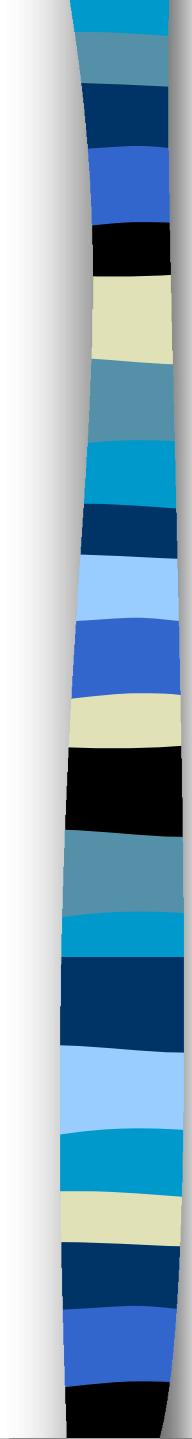
統計  
処理



利用者が  
みたがる

記念  
贈呈

会員は「統計処理」を単独選択する比率が高く、非会員は「統計処理」以外にも複数の項目を選択  
 会員の中にも「統計処理」以外の目的を持って貸出記録を保有している学校図書館員が存在  
 → 貸出記録の用途は「資料管理」以外にも存在する？

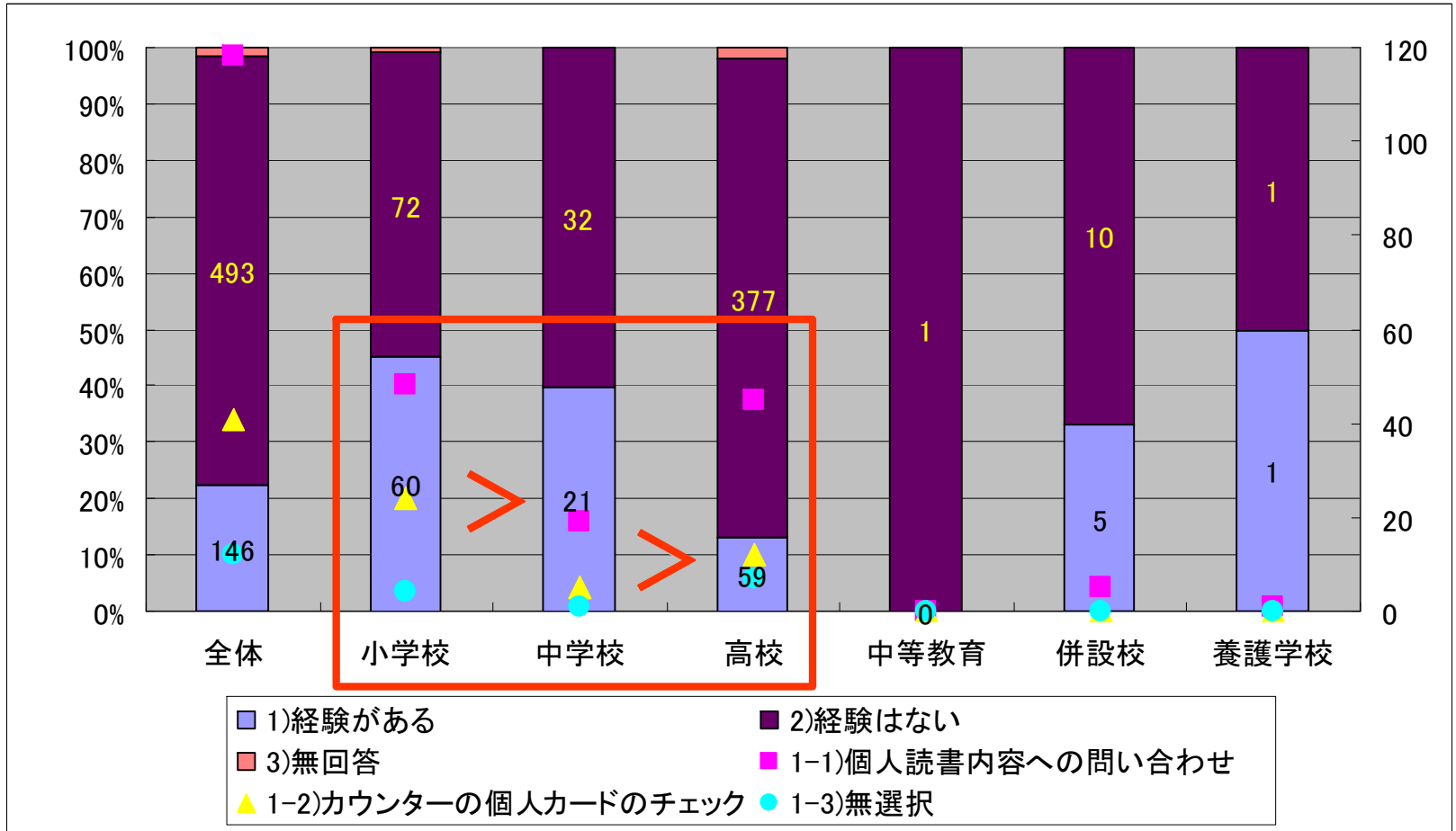


# 貸出記録への 教育的利用要求 はあるか？

(読書指導、生活指導を目的とする貸出記録の利用要求の有無)

# 貸出記録を保有するリスク①

読書指導目的での利用要求 22.5%が経験ありと回答

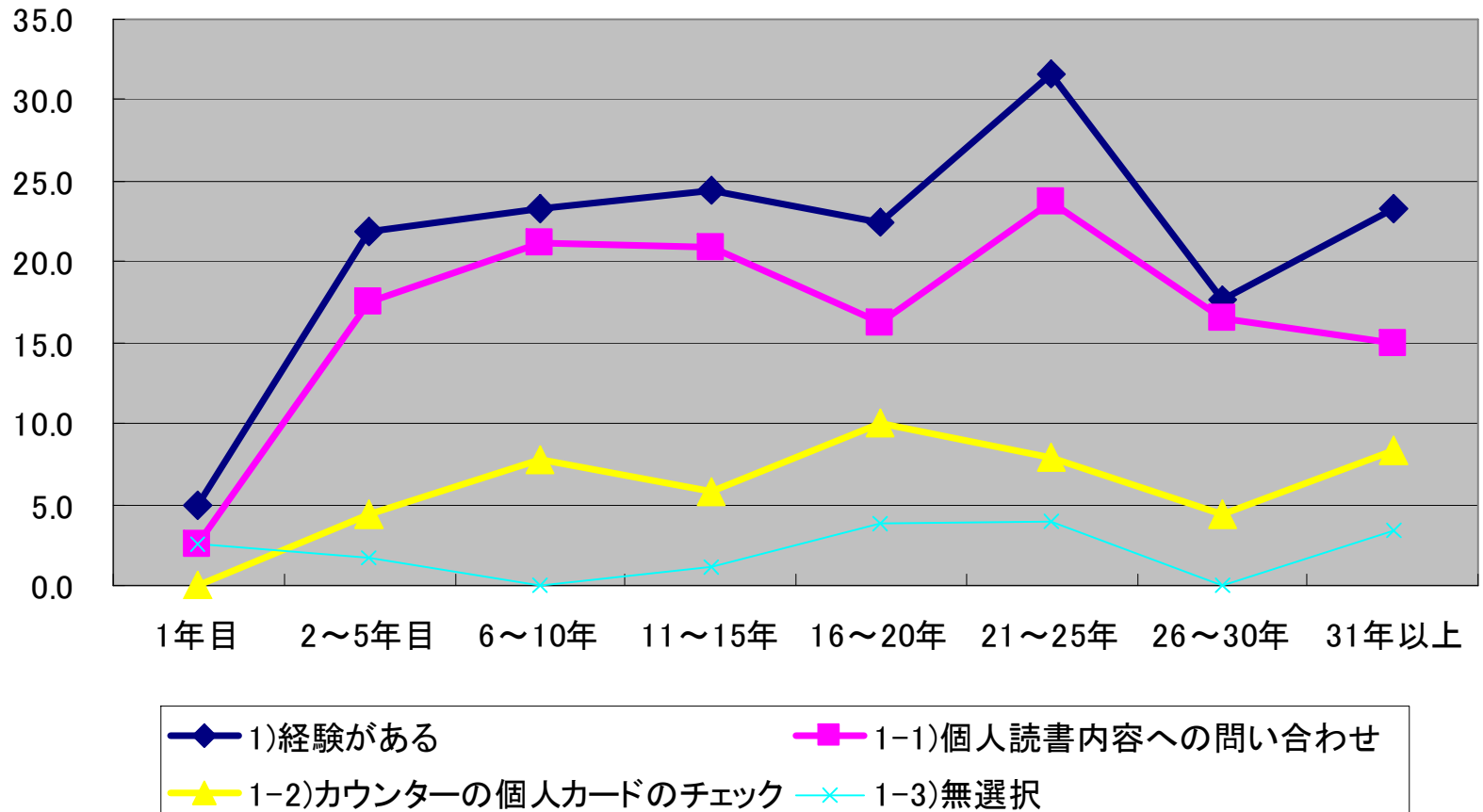


学校別にみると、小学校＞中学校＞高校の順に大きくなる。併設校は中学と高校の間。

小学校では**45.1%**、中学校では**39.6%**の経験率。

# 貸出記録を保有するリスク②

## 読書指導目的(経験年数別) 年数と共に増加



勤務経験「1年目」が最も低く、「21年～25年目」をピークに増加傾向  
ある程度の勤務経験を持つ、小中学校図書館の図書館員にとっては起こりえない問題ではない  
(小学校20年以上勤務者は80%が「経験あり」と回答、中学校では50%)

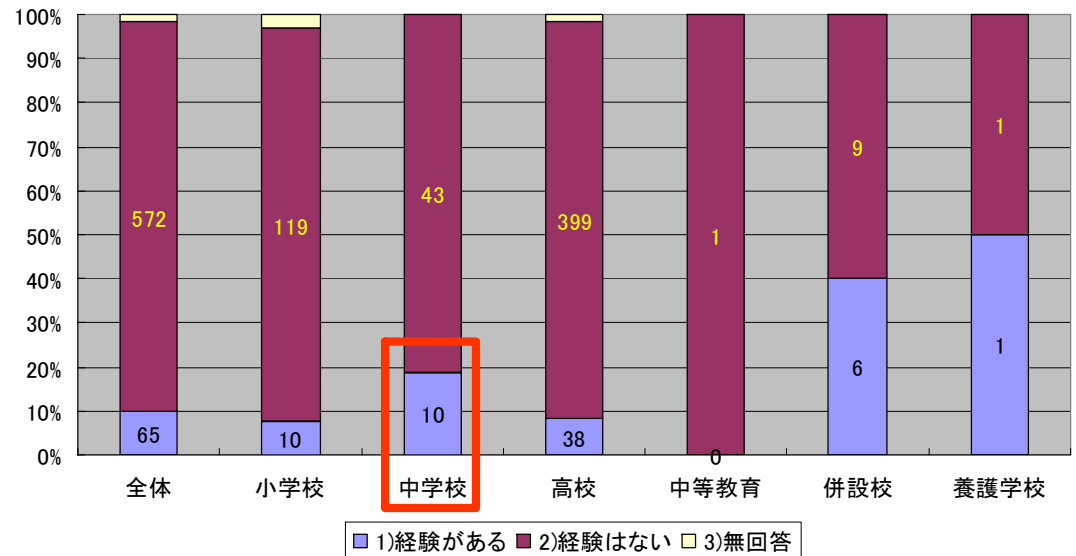
# 貸出記録を保有するリスク③

生活指導目的での利用要求 10.0%が経験ありと回答

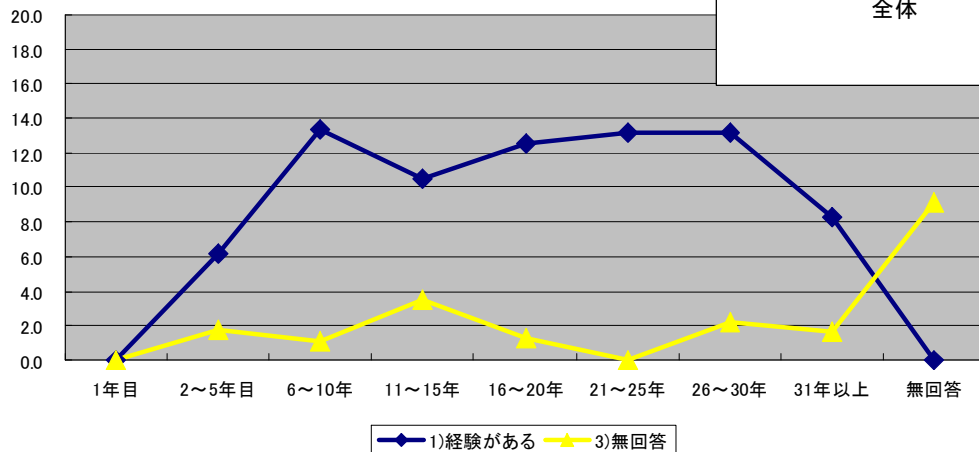
学校別にみると、中学校が最も多く、18.9%

小学校・高校(7.5%、8.6%)の倍以上。生活指導の責任が大きく、子どもたちの心がかみにくいため？

生活指導を目的とする貸出記録への利用要求(学校別)



生活指導を目的とする貸出記録への利用要求(経験年数別)



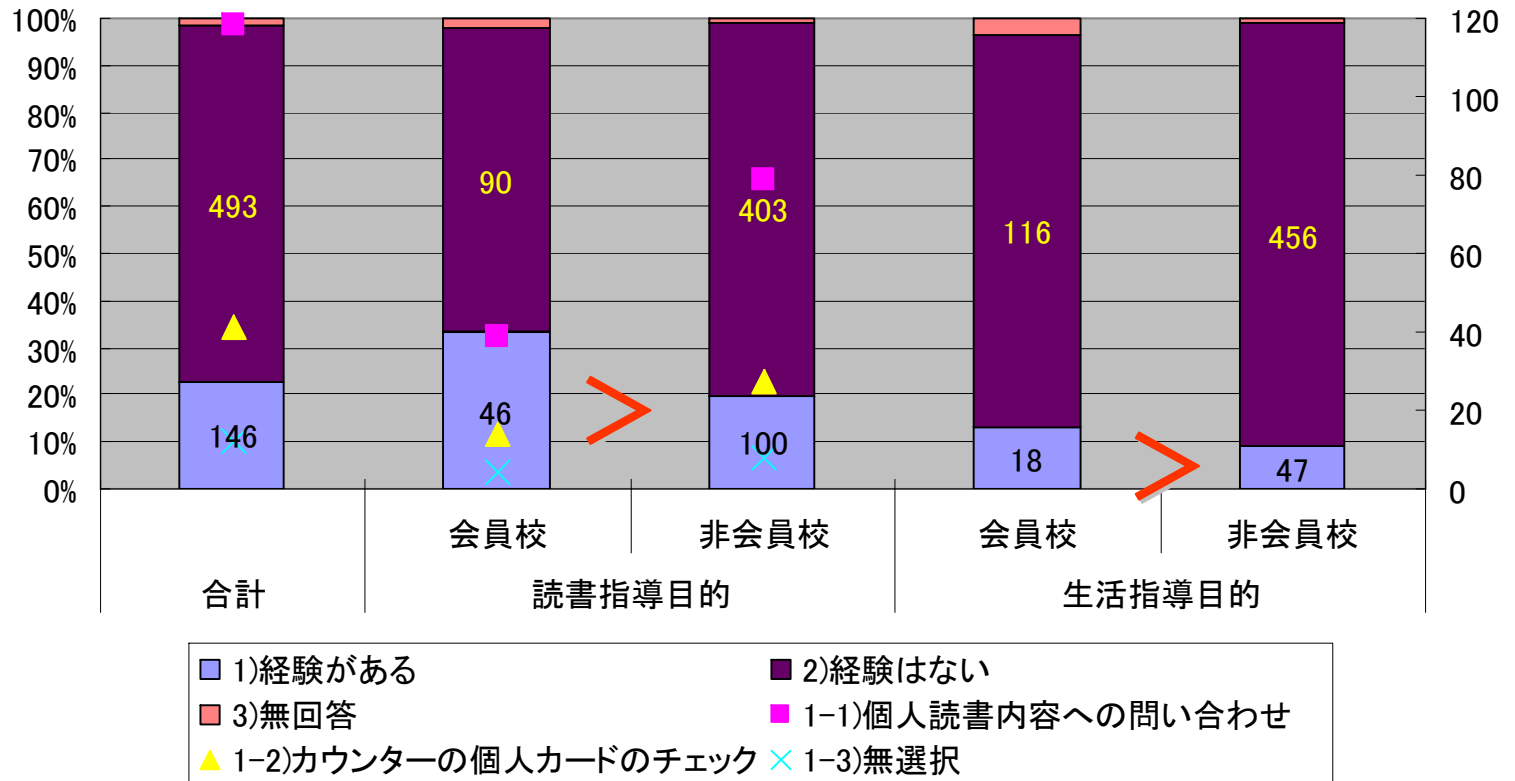
「1年目」はゼロだが、「6~10年目」以降は10%弱で推移、それほど頻繁に起こるわけではない？

ただし自由記述によると問題は複雑(自殺、傷害事件……)

# 貸出記録を保有するリスク④

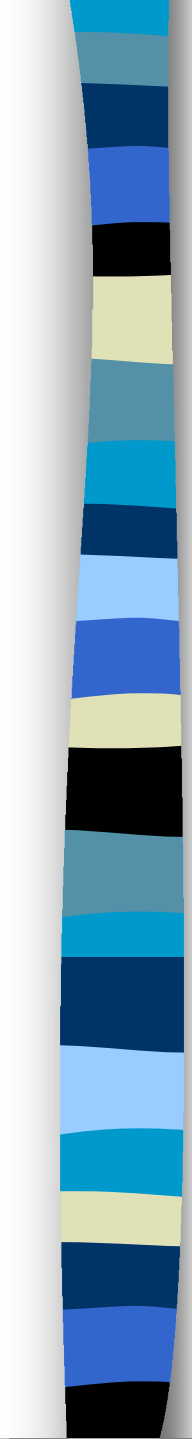
## 会員の方が問題を発見・認識している？

読書指導・生活指導を目的とする貸出記録への利用要求(会員・非会員別)



非会員校よりも会員校の方が「経験あり」の比率が高い。会員の方が問題意識が高いと考えられること、問題意識が低い図書館員が問題を認識していない(気づいていない)ケースもあると考えられることから、アンケートの数値以上に問題が起こっている可能性があることも示唆している？

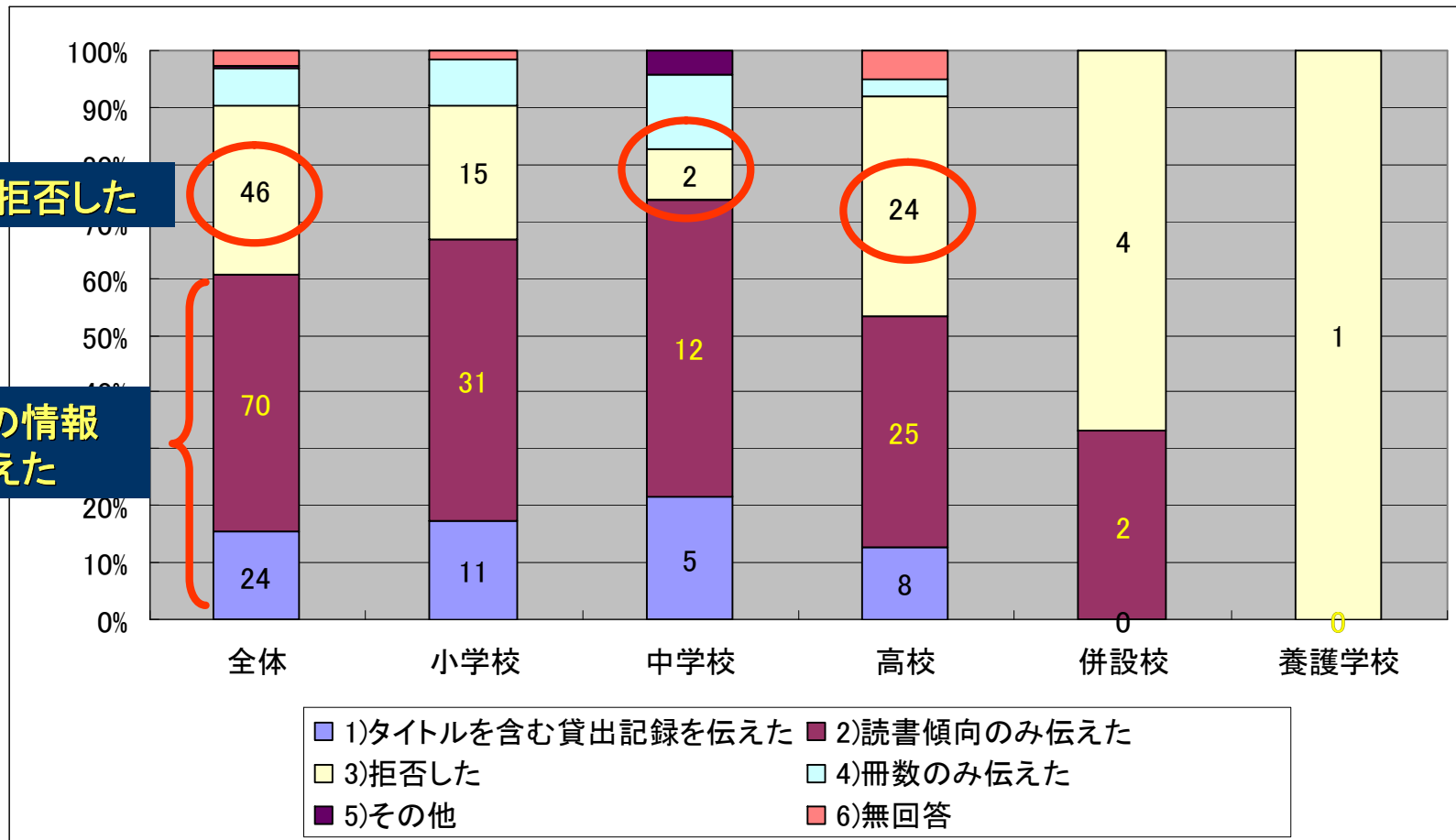




貸出記録への  
教育的利用要求  
へどのよう  
に対応したか？  
(拒否できたか？)

# 利用要求への対応①

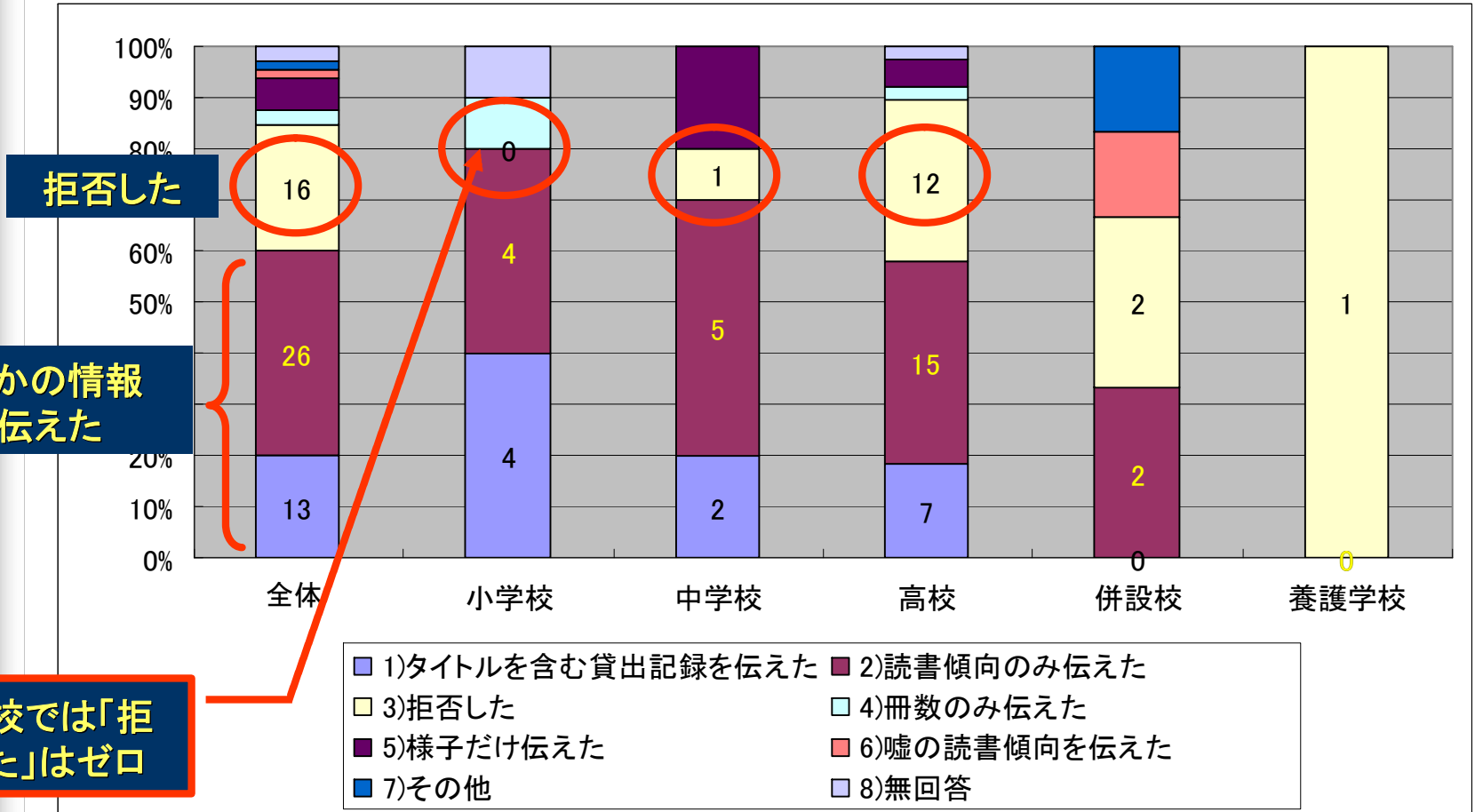
読書指導目的の場合 完全に拒否することは難しい？



「タイトルを含めて全て伝えた」は15.5%とそれほど多くないが、「読書傾向のみ伝えた」という回答は45.2%。「拒否した」の29.7%をはるかに上回っている。

# 利用要求への対応②

生活指導目的の場合 完全に拒否することは難しい様子



「タイトルを含めて全て伝えた」は20.0%とそれほど多くないが、「読書傾向のみ伝えた」という回答は40.0%。「拒否した」の24.6%をはるかに上回っている。特に小学校で顕著

# 利用要求への対応③

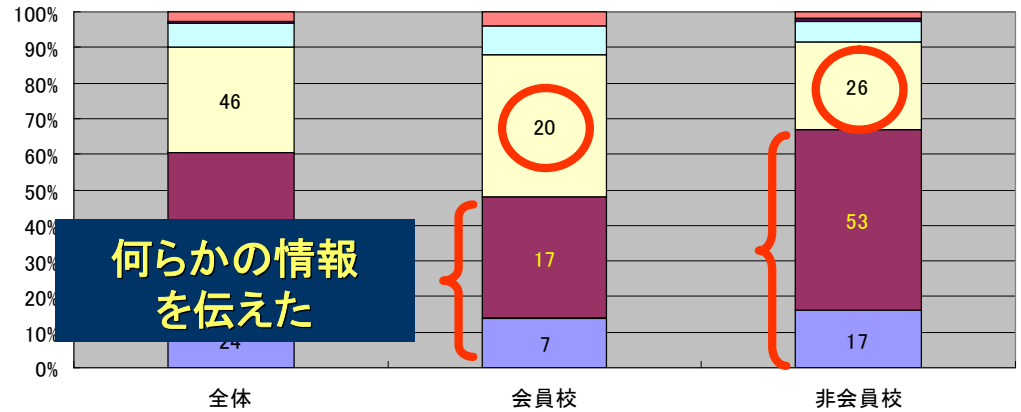
会員・非会員別にみると 会員の方が「拒否」が多い

読書指導目的の場合

会員の「拒否」は**40.0%**

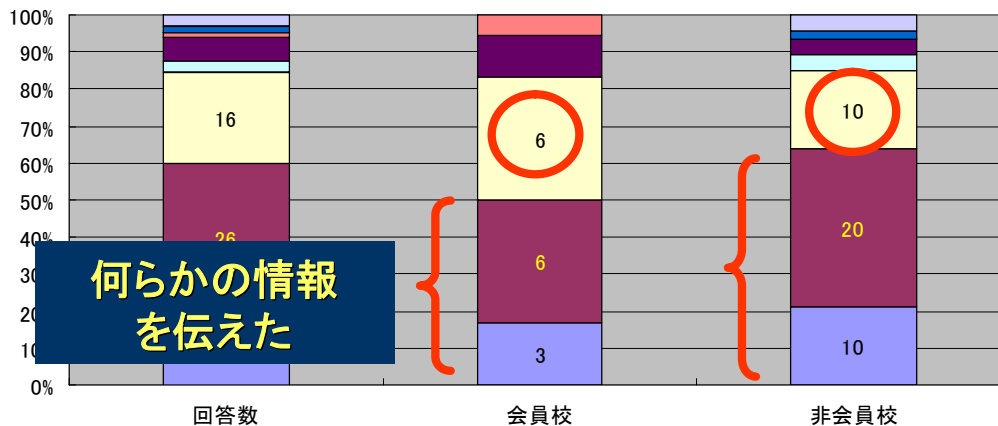
非会員の「拒否」は**24.8%**

読書指導目的での教育的利用要求への対応(会員・非会員別)



何らかの情報を伝えた

生活指導目的での教育的利用要求への対応(会員・非会員別)



何らかの情報を伝えた

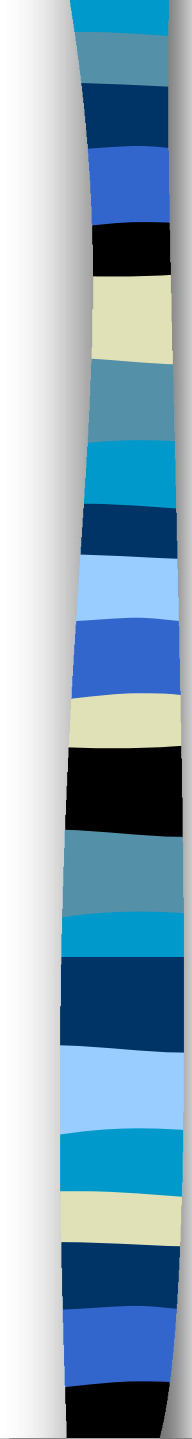
タイトルを含む貸出記録を伝えた  
拒否した  
その他

生活指導目的の場合

会員の「拒否」は**33.3%**

非会員の「拒否」は**21.3%**

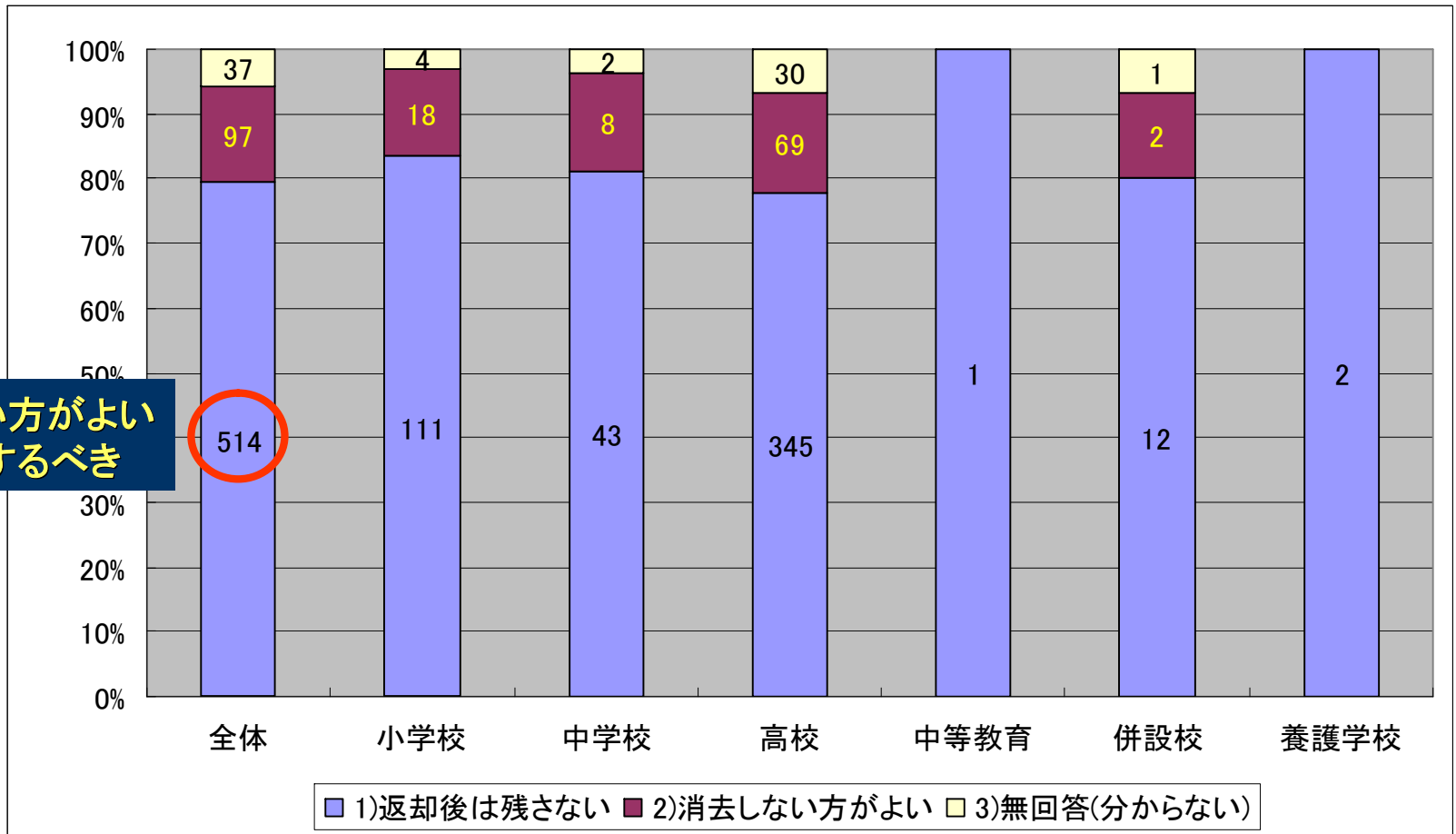
→ 読書指導よりも生活指導の方が対応が難しい？



**貸出記録は  
返却時に  
消去するべきか？  
（「5条件の5」への支持）**

# 返却時消去の是非①

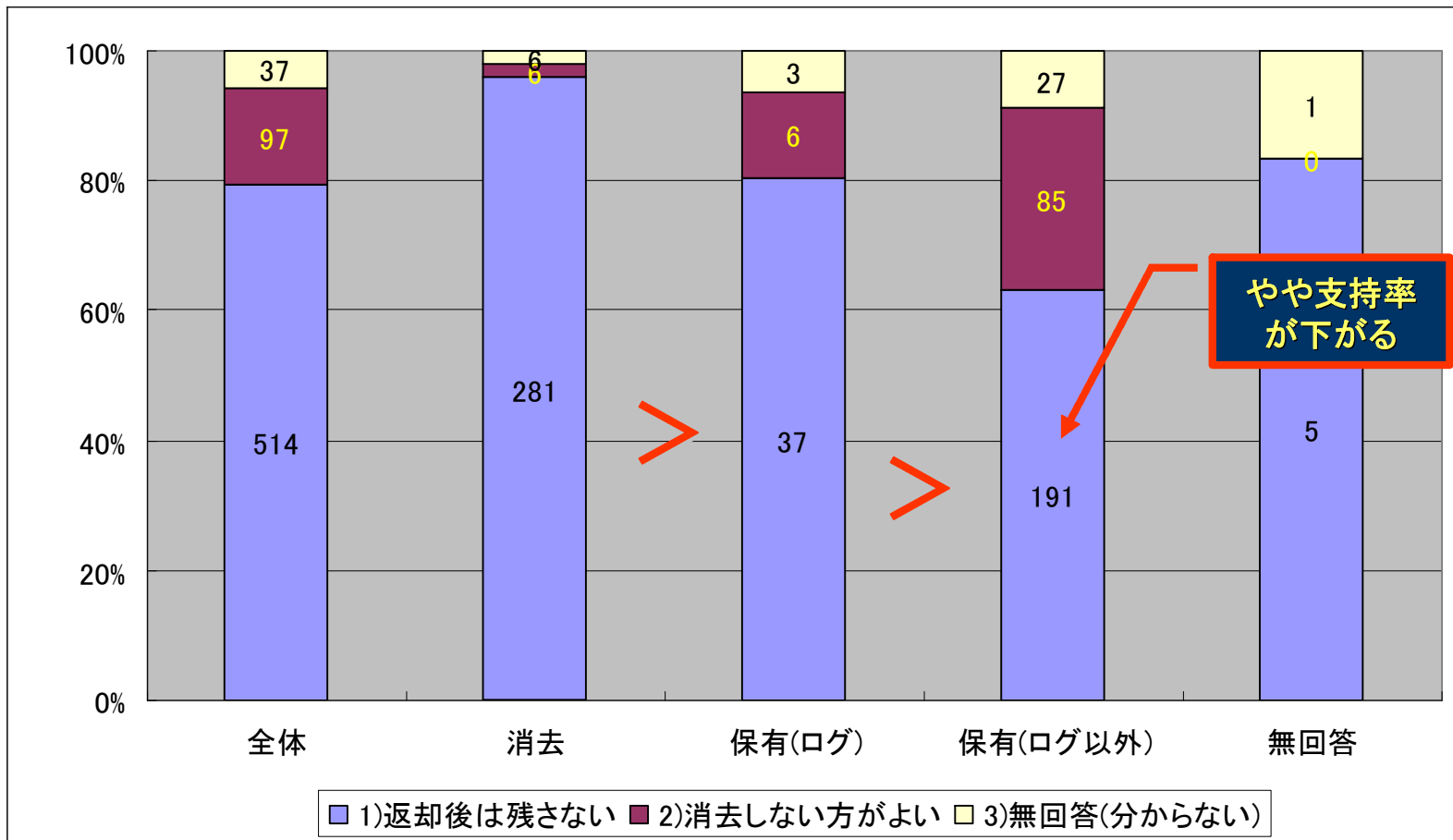
約8割が「返却時消去」に賛成



小学校83.5%、中学校81.1%、高校77.7%が「返却後は保有しない方がよい」と回答。  
大きな差はないが、学齢が下がるにつれて賛成意見が増える。

# 返却時消去の是非②

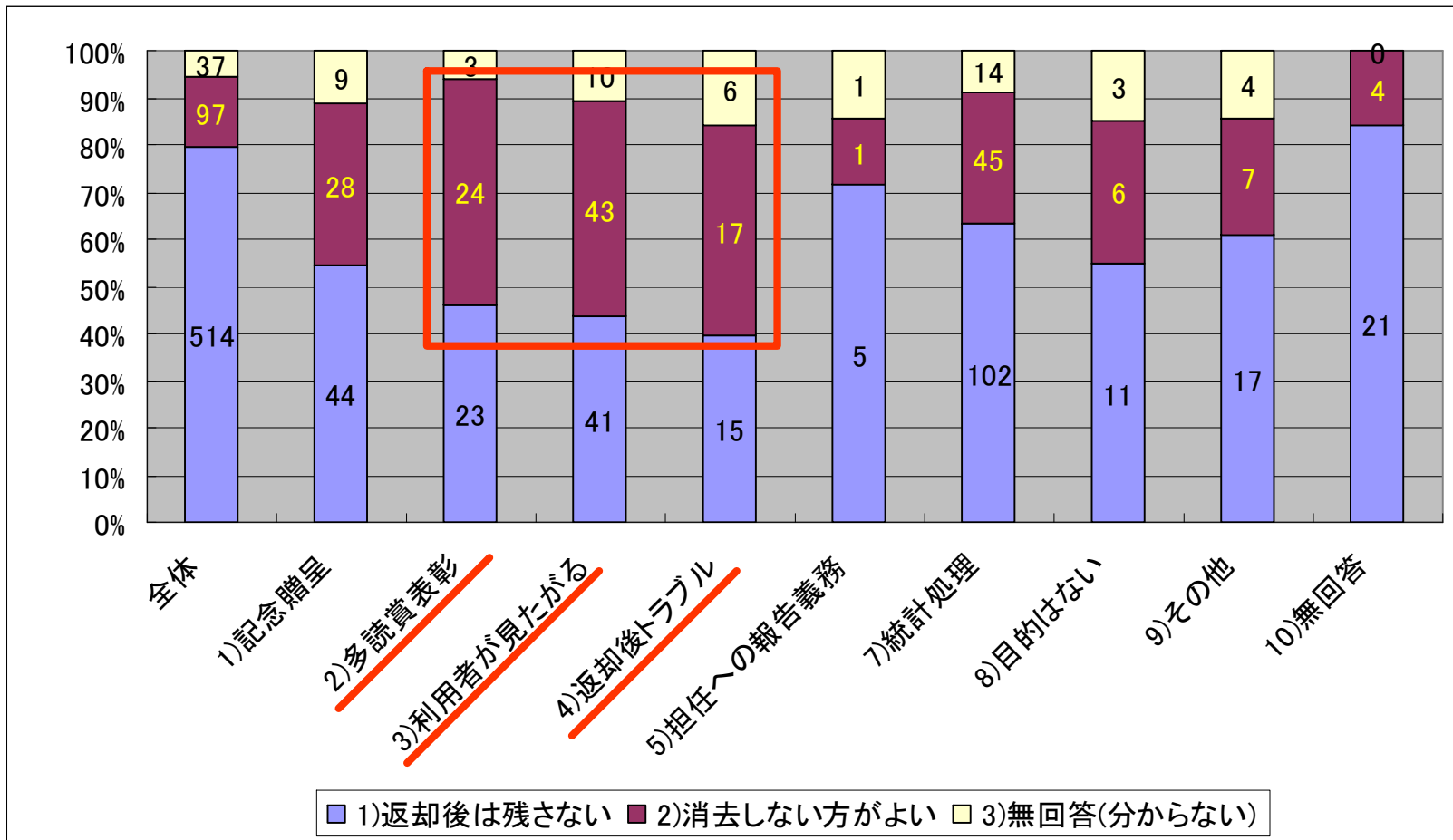
現在の貸出記録の保有状況別にみると……



「消去(保有していない)」では**95.9%**、「保有(システムログとして残ってしまう)」では**80.4%**、  
「保有している」では**63.0%**が「保有しない方がよい」と回答。

# 返却時消去の是非③

ただし、貸出記録の保有目的別にみると……

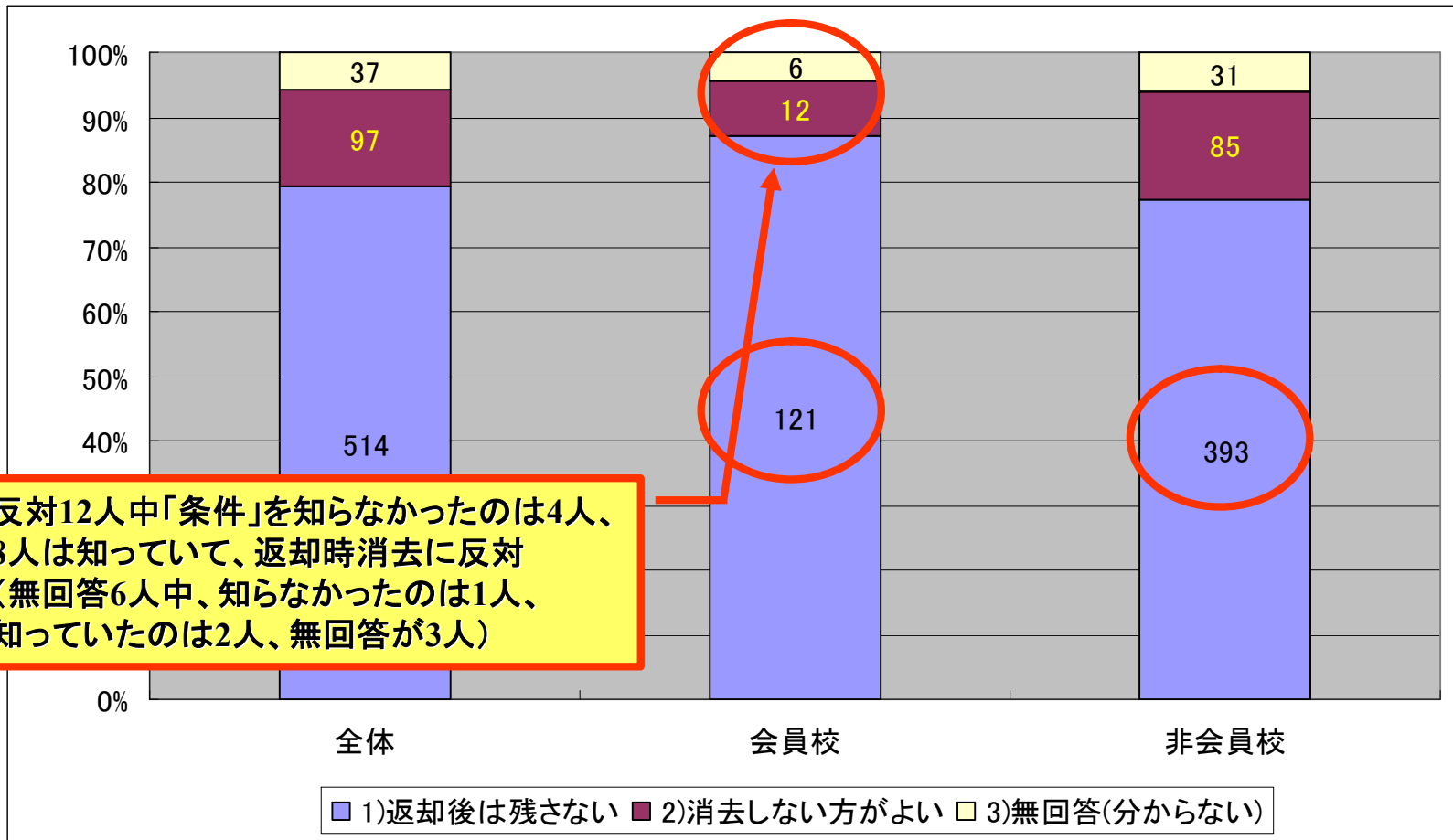


「多読賞の表彰」48.0%、「利用者が見たがる」45.7%、「返却トラブル(への対応)」44.7%を選んだ回答者については、「消去しない方がよい」の比率が高い。選択肢を選ばず、自由記述欄に「分からない」と書く回答者も37人、5.7%。慣れ親しんだ状態を変えることに対する抵抗も一部で見られる。

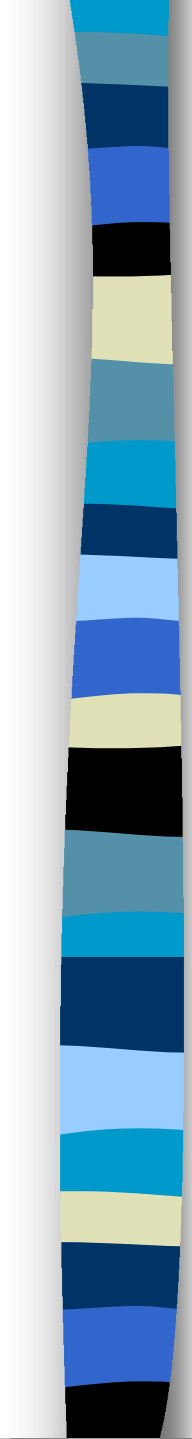


# 返却時消去の是非④

会員の中にも反対意見が……



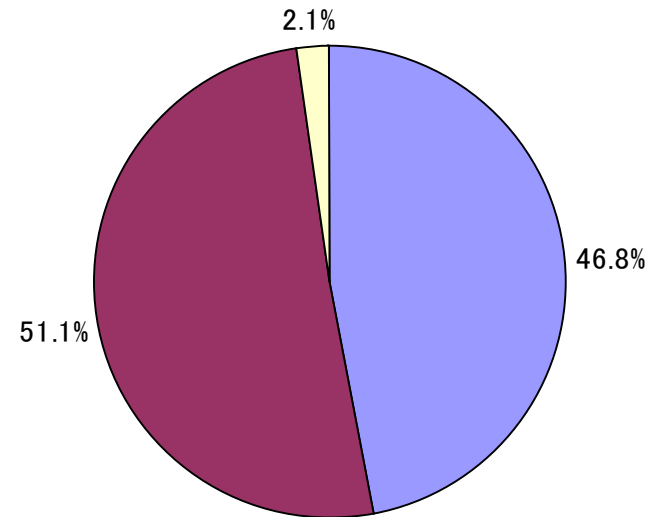
会員では87.1%、非会員では77.2%が返却時消去に賛成。ただし、会員でも**12人、8.6%**が「返却後も記録は残しておくべき」と回答。彼らの疑問に「5条件の5」はどのように答えるのか？



# 「5条件の5」 の問題点 と提案

# ①「5条件」そのものが知られていない

- 認知度は5割以下、非会員校に限定するともっと低くなる。(35.8%)
- 会員が少ない地域(沖縄など)ではもっと認知度が低いのでは？
- ただし、「5条件」の内容への評価は高い。



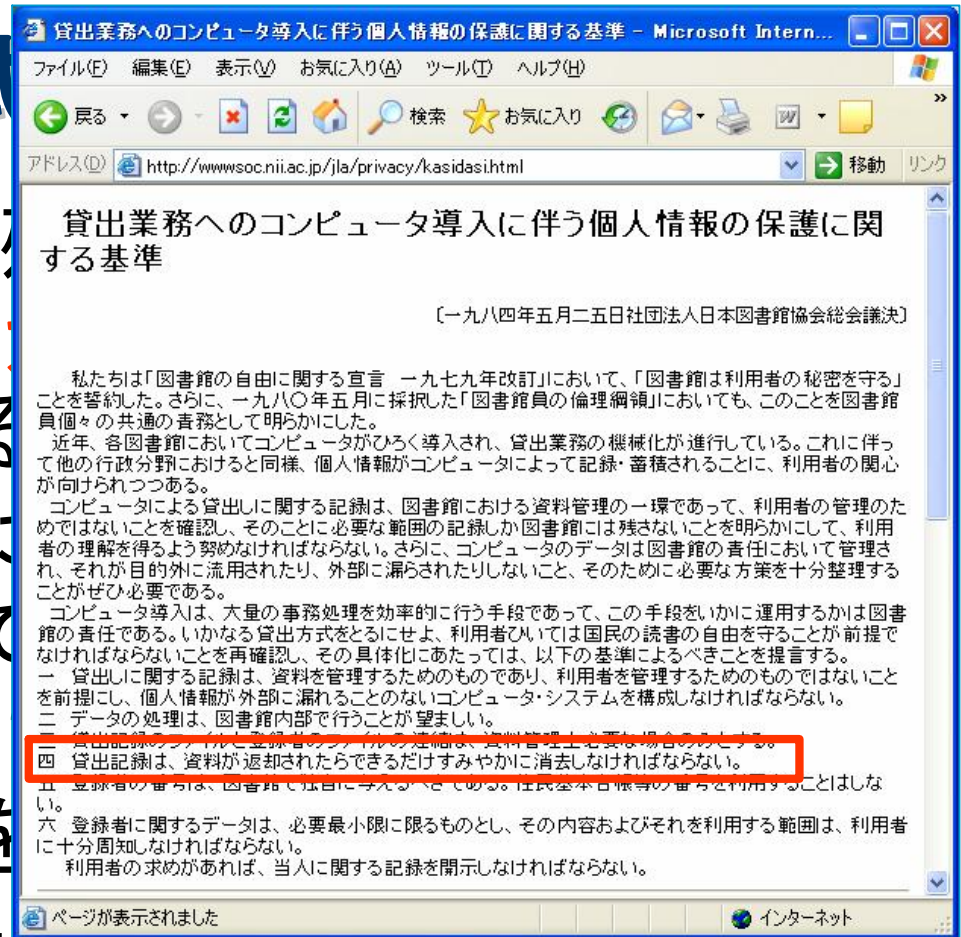
■ 1) 知っていた ■ 2) 知らなかった □ 3) 無回答



- 「5条件」の存在、意義を非会員校へも積極的にアピールする必要がある
- 個人情報保護法令との関わりも検討が必要

## ②コンピュータ式

- 「5条件の5」の「**返却時に個人**」の「**返却時に個人**」や受け身的で、**返却時に個人**のように感じられる。
- コンピュータ式の「5」は無関係で**返却時に個人**しているのでは**返却時に個人**。
- コンピュータ式を**返却時に個人**加)していく必要**返却時に個人**。



■ 返却時に個人の記録を消去できる  
(返却後、個人の記録が残らない)

### ③教育的利用の是非が不明確

- コンピュータ式では(カード式とは違って)とりあえず**外部漏洩は防げる**。この**安心感**が記録を残すことの危機感を低下させているのでは？
- 「5条件の5」では、教育的利用要求に関する記述がやや不明確。
- 当時の議論を知らない人たちにとっては、記録を消去しなければならない理由の1つが十分に伝わっていない可能性も。



- 「人の管理」→「子どもの管理」へ変更
- 「(クラス担任等による)子どもの教育指導のためには使ってはならない」という説明を加えてみては？

## ④貸出記録の保有は絶対に許されないのか？(1)

- 利用者本人から「記録を残してほしい」という要望があることを理由に、返却時消去に反対する会員も存在(6名)。
- 個人情報を保護するということは、当該情報の持ち主である本人に対して、自己情報のコントロール権を認めることであるとも解釈されている。本人が求めるのであれば、返却後も保有し、本人のために積極的に活用していくという選択肢も考えられないわけではない。
- 図書館ポータルサイトに関する研究分野では、貸出した本や検索した本の書誌情報を、図書館サーバーの個人フォルダの中に選択的に残し、サービスに活用するシステムも開発、提案されている。

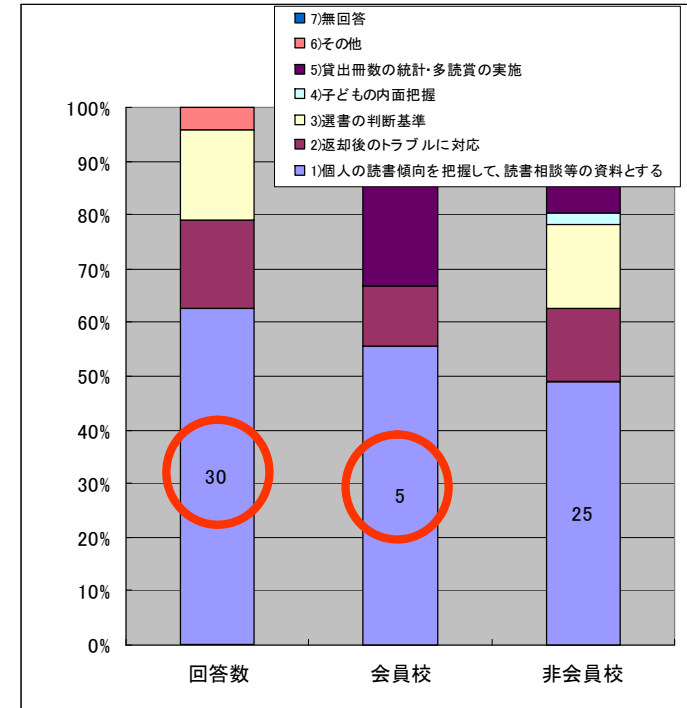


■ 利用者本人に選択権を与えるべきであるという意見、疑問にどう答えるのか、議論するべきでは？

# ④貸出記録の保有は絶対に許されないのか？(2)

■ **図書館員自身**による「読書相談資料として活用したい」ので保有したい(2名)。

■ アンケートでは、返却後の貸出記録の用途として、「図書館員自身が)個人の読書傾向を把握して、読書相談等の資料とする」ことがあるかも質問しているが、全体で30名が、学図研会員でも5名が「ある」と回答。学校図書館員が個人の貸出記録をサービスに活用している実態も確認。



■ 読書指導の担当者が学校図書館員であれば記録を見てもよいのか？

■ そのために貸出記録を残してもよいのか？  
■ 残さなくとも、貸出中の記録を見てもよいのか？

## ⑤「個人の記録」の定義が曖昧

- 岡山市の小中学校では、貸出記録は返却時に消去していると回答しているが、
- 一部の学校は「**貸出冊数**は個人別に残している」と回答している。
- 逐条解説では、「個人の記録」＝「誰が何を借りたのか、読んだのか」と定義、「**何冊読んだのか**」ということとは含まれていない。
- コンピュータ式では、書名を消して、冊数だけを残すことができる。しかし、残る限りは沖縄のように教育的に利用される恐れもある。

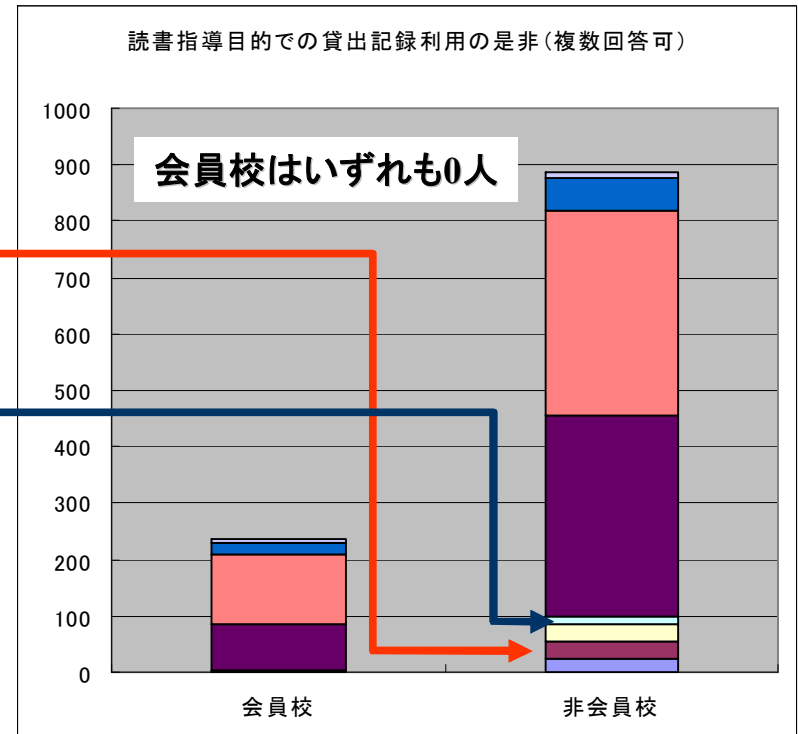


■ 貸出冊数は残しても良いのか、それを教育的に利用してもよいのか、議論する必要がある



# ⑥「資料収集・提供の自由」についての記述がない

- 教育目的での貸出記録の利用の是非について聞いたところ、非会員校で、30人が「② 学校図書館には人に知られて恥ずかしいような本はないので問題ない」、13人が「④ 恥ずかしい本は記録には残らないので問題ない」と回答。
- そもそも、読書に「秘密」が含まれているという実感は、「いろいろな本が集められている」「自由に提供(貸出)されている」という実践の下で初めて成り立つはず。
- この実感、実践がなければ、貸出記録を保有しないことの必要性も実感できず、実際の取り組みも広がっていかない。



■ 5条件の根底にある、「資料収集・提供の自由」についての説明を加えるべきでは？



**ご静聴ありがとうございました**

**今後は全国規模でのインタビュー調査を計画しています。ご協力よろしく  
お願いします。**